
○議長（木下一己君） ただ今から、休会を解き、本会議を再開いたします。
本日の議事日程は、御手元に配付のとおりです。

○議長（木下一己君） 日程第 1 一般質問を行います。
御手元に配付いたしました質問事項の順に発言を許します。
質問番号 1 番、3 番 斉藤好信 議員。

○3 番（斉藤好信君） おはようございます。最初に、昨年の 12 月末に、下川の取組が認められ、SDG s の内閣総理大臣賞で表彰されたことを一町民として喜びたいと思います。
それでは質問に移ります。

私は、SDG s とはグローバル（地球規模）で考え、ローカル（地域）で行動する、つまり身近な取組が SDG s の達成の鍵であると考えています。持続可能な開発目標の開発とは、教育や福祉などを通じて生活や環境を良くすることに重点を置くことではないかと私は理解しております。

また、「誰一人取り残さない」という理念は人間の尊厳を最も根底としたものであると思いますが、町長が目指す SDG s の取組に対して、どのような理念をお持ちか伺いたい。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） おはようございます。斉藤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

御質問の SDG s …いわゆる持続可能な開発目標の取組の姿勢について、お答えいたします。

SDG s は 2015 年 9 月に国連で採択された、2030 年を期限として先進国を含む国連に加盟する全ての国が「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指す国際的な目標であります。

これを受け、我が国においては、平成 28 年 5 月に内閣総理大臣を本部長とする SDG s 推進本部を設置、同年 12 月に SDG s 実施方針が決定されたところであります。

平成 29 年 12 月に改訂した「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」では、地方自治体における SDG s 達成に向けた取組の推進が目標として掲げられ、平成 30 年度に「SDG s 未来都市」の創設と選定が予定されているところであります。

こうした動向の中、SDG s は、経済・社会・環境の 3 側面の価値向上、統合的解決を基本的な考えとし、また、森林保全や農業、エネルギー、健康、教育、地球温暖化対策など各分野において身近な目標が掲げられ、本町がこれまで進めてきた環境未来都市の基本的な考え方や取組と極めて親和性が高いものでございます。

こうしたことから、現在策定作業中の「次期総合計画」、「次期環境未来都市計画」に SDG s を取り入れ、本町において良質な暮らしを実現するための取組を進展させていく考

えでございます。

具体的には、平成 29 年 9 月に下川町総合計画審議会に SDG s 未来都市部会を創設し、計画策定の基本となる「2030 年における下川町のありたい姿」の策定を進めており、先般素案が完成し、3 月 1 日から 26 日を期間として、町民の皆様からの御意見を募集しているところでございます。

この「ありたい姿」の実現に向けた具体的な計画や事業内容の策定は、平成 30 年度に本格化していくこととなりますが、私といたしましては、今後策定をする「ありたい姿」を踏まえ、斉藤議員が仰る教育、福祉などの社会面を含めた総合的な政策を進めることで「幸せ日本一のまち」を実現してまいりたいと考えております。

例えば高齢者福祉につきましては、一人一人の生活や環境をより良くすることにより、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができると考えております。個々の状態に応じた日常生活支援の充実や、保健、医療、介護の連携による支援、地域リハビリテーションの推進、また地域における居場所と出番づくりなどの支え合いの推進など、地域包括ケアを推進していく必要があると考えております。

さらに、望ましい生活習慣の確立と疾病予防、健診等での早期発見、早期治療により、町民が健康で自分らしく生活していくための支援が必要であることから、「SDG s 未来都市」に関する支援策の活用や町内外のあらゆる関係者との連携により、これらを推進してまいります。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、具体的内容については、教育長から答弁をいたします。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 引き続き、私の方から答弁をいたします。

平成 30 年度教育行政執行方針におきまして、「全ての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」と述べさせていただきましたが、2030 年の世界を担っていくのは、今の世界に生きる子供たちであることから、全ての人に育みたい力として、多様性の尊重、思考力、情報の分析能力、コミュニケーション能力及びリーダーシップの向上が必要であると考えております。

また、学び方、教え方については、関心の喚起、理解の深化、参加する態度や問題解決能力の育成が必要であり、児童生徒の時期から学びに対する意欲を身に付け、学ぶ力を育み、変化の激しい社会に対応するため、生涯にわたり学習し、将来を担う人材を育成することにより持続可能な社会を構築するものと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） 3 番 斉藤議員。

○3 番（斉藤好信君） 今回の表彰というのは、今までの下川町の職員の方の御尽力で築き上げた取組が一定程度評価されたものであると思います。

また、これから SDG s の理念に沿った取組をどういうふうに行っていくかが非常に大

事だと思うんです。

それで、今町長が表明した思いを全ての職員の方が共有し、持ち続けることが非常に大事ではないかというふうに思うんですね。

これは一部の課だけが担当してほかの課の方が関係ないんじゃないくて、全て共有してこの理念を…あらゆる施策、それから各種計画の中に位置づけていくことが、その努力自体が非常に大事なことであり、価値があるというふうに僕は思うんですね。

これから出てくるであろう理念を基軸にした施策がどういうふうに展開されていくかが非常に大事で、そして一番の根本は、住民の方の生活の向上に恩恵を与えることができるかということが僕は非常に大事だというふうに思っているんです。

17 項目がありますけども、その一つ一つに関しては質問いたしません、根底となる理念に基づいた展開、ここを再度町長の方から考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今回、SDGs のアワードで本部長賞をいただいたわけでありまして、斉藤議員からもお話ありましたように、下川町が取り組んできた百十数年の歴史と歩みの中で大きな評価をいただいたものと思っております。

その根拠となったテーマでありますけども、一つには森林総合産業の取組であります。

循環型森林経営を中心とした林業、林産業の取組、これが下川町の歴史の中で大きく占めているのではないかと考えています。

二つ目は、既に 20 世紀の後半から取り組んでおりましたエネルギー政策、環境政策。

この中でも特にCO²の削減…いわゆる低炭素社会を構築していくという環境モデル都市のコンセプトにちなんだこういう取組、この辺が二つ目の大きな要素として評価されたものと思います。併せて、エネルギーの自給率 100%を目指していくという、この二つが大きな二つ目の要素になったのではないかと考えています。

三つ目は、下川町も約 40%近くの高齢社会になっておりまして、超高齢化社会に対応できる仕組みづくり、システムづくりという、例えば一の橋の集住化住宅等の整備によって、こういうところが評価されたのではないかと、このように考えてございます。

こういうこれまでの実績を背景として、今下川町は地方創生に取り組んでおりますが、地方版総合戦略として下川町も策定をし、総合計画との整合性を図りながら取り組んでおりますが、そこに今回のSDGs の 17 の開発目標…これをツールとして、それぞれの施策につないでいくと、こういう目標を今ワーキングしているところであります。

今回、SDGs の様々な研究会やフォーラム、シンポジウムで出されているのは、このSDGs …いわゆる 17 の開発目標というのが接着剤であると、要するにつなぎをつくっていくんだという、こういう考え方が実はキーワードとして示されてございまして、これをそれぞれの施策の中にしっかり反映していきながら、体系的な計画や施策をつくっていくことが求められているのではないかと、このように考えております。

いずれにいたしましても、このSDGs は 2030 年という一つの括りがございまして、残された 12 年の中でしっかりと中長期的に取り組んでまいりたいと、このように考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 3 番 齊藤議員。

○3 番（齊藤好信君） 先ほど質問の中で言いましたけども、町長の思いを職員の方に浸透させていく…大学の先生をお迎えして職員研修などを行っていることは知っておりますが、これが大事だというふうに思うんですね。

2030 年が一つの目標の年でありますけども、2030 年過ぎても下川町はあるわけですから、その後にそれを引き継ぐような成年の育成というのが…これはあらゆる組織においても非常に大事なことで、ここでやっぱり若い職員に対して、2030 年以後も取り組み姿勢、理念を持ち続けていただけるような取組を行っていくべきじゃないかと思うんですね。町長が先ほど仰りました日本一幸せなまちを築いていけるか、そのためにトップとして様々な角度から考えていくというのが指導者の在り方だというふうに思うんですね。

町民の方が住み慣れた町で暮らし続けるという、そのために私たちもそうですが、やっぱり行政が一丸となって様々な施策にこの理念を取り入れて展開していただきたいというふうにお願い申し上げます。

今の成年の育成に関して、町長の方で何かありましたら。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 地方創生時代という表現の仕方が社会の中でされておりますけれども、その中で公務員像というのがいろいろ求められていると思います。いくつかの要素があると思いますけれども、その中にはやはり自らの責任の中でしっかりした行動をとって、そして説明責任をとっていくという、こういうことが今求められておりますし、また、住民の立場に立ってしっかりした行政サービスを行っていくと、このへんが地方創生時代に求められている大きな要素ではないかと。特にこういう地方においては、非常に財政、財源が厳しくなっておりますので、コストへの高い意識が求められてくるのではないかと考えております。

そういう中で、私たちはしっかりと様々な課題や施策を共有しながら今後も進めていくように、いろいろと指示や方針を出してまいりたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 3 番 齊藤議員。

○3 番（齊藤好信君） ありがとうございました。

続いて、義務教育の就学援助支援についてお伺いします。

昨年の 3 月に就学援助に対する国の補助金交付の要綱が改正され、入学前支給も補助金の対象となりました。

文科省の調査結果では、2018 年春の入学前支給を予定する全国の市町村数が、2017 年実績の約 8 倍、全国の市町村の約 4 割に上るという結果が出ました。

小学校のランドセル代など、入学準備の費用を支給対象世帯が用意せずに済むように、入学前の支給をすべきではないかというふうに私は考えます。

この点について、町長、教育長の見解を伺います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「義務教育の就学援助支援」について、お答えいたします。

就学援助につきましては、「学校教育法」第 19 条において「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されており、本町におきましては「下川町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱」の規定に基づき、就学援助を実施しているところであります。

市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国からは、義務教育の円滑な実施に資することを目的として「要保護児童生徒援助費補助金」により、その経費の一部が補助されているところであります。

御質問内容のとおり、平成 29 年度からは、新入学児童生徒学用品費の予算単価の一部を見直しするほか、文部科学省所管の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」が改正され、援助が必要な時期に速やかに支給することができるようになり、中学校だけではなく小学校について、入学する年度の開始前に支給した新入学児童生徒学用品費も国庫補助対象となったところであります。

それに伴いまして、平成 30 年度新入学分からの新入学児童生徒学用品費を入学前に支給する自治体が増加しております。

本町におきましても、入学前の支給について検討を進め、早い段階に実施したいと考えてございます。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、具体的内容については、教育長から答弁いたします。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 引き続き答弁させていただきます。

御質問の「義務教育の就学援助支援」についてでございますが、新入学児童生徒学用品費を入学前に支給している自治体は、御質問の内容のとおり、平成 29 年度においては、全国で申し上げますと、小学校においては 40.6%、中学校においては 49.1%実施しており、北海道におきましては、小学校 49.7%、中学校 52.0%の実施率となっております。

近隣におきましては、士別市が平成 29 年度入学分から、名寄市が平成 30 年度入学分から実施しているところでございます。

就学援助の対象となる要保護児童生徒の認定につきましては、保護者が生活保護法に規定する要保護者である場合は、当該児童・生徒を「要保護児童生徒」として認定し、準要保護児童生徒の認定につきましては、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合に、学校長の所見及び民生委員の意見を基に審査の上、就学援助を必要と認める準要保護者である場合は、当該児童・生徒を「準要保護児童生徒」として認定しております。

準要保護者の認定基準は、前年度又は当該年度において、前年の同一世帯の認定収入額が生活保護基準認定需要額の1.3倍未満の者となっております。

新入学児童生徒学用品費の支給時期につきましては、これまで所得が確定となる6月以降に支給してきたところでございますが、本町におきましても、入学前支給については必要とする手続きを進め、平成31年度入学分から実施していきたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 31年度から手続きを行うということで、大変ありがとうございます。

今教育長から数字的なものが出ましたが、この要綱が改正される前は、中学校は入学前支給は可能なわけだったんですが、小学校がこれに当てはまらないということで、昨年の3月に国において要綱が改正されたというわけなんです。

これについては、高橋さんという初等教育長が、小学校入学前支給を検討していないという市町村に対して、引き続き実施状況を調査し公表するという…また積極的に働きかけという答弁をされています。それから、同じ内容ですけども、林文科大臣が今と同じような趣旨の答弁をされて、全国の自治体に働きかけを行っているわけなんです。

教育委員会にお伺いしたところ、ネックは所得の確定が遅れるということで、なかなか難しい面があったということなんですが、稚内の例を言いますが、ここは今年度から中学校の入学前支給、31年度から小学校の入学前の…今手続きを行っているわけなんですが、所得の確定は前年度の所得確定をもって入学前支給の基準に合わせるという取組を行うというんですね。それから、その時に規準オーバーをされた場合は、その年の6月、7月の所得が確定したときに、それが基準を満たしていれば、入学前にはできませんけども今までと同じく7月、8月に支給するような2段階方式を取って行うというふうに…いろいろお聞きしたらですね、そのような手続きを取るということです。これは例え1円でも2円でも基準をオーバーした場合、こういうものには情状酌量などないもので難しい面があるんですが、これは明確なルール化をした上で、そういう対象者に対してきちっと周知をするということが大事じゃないかというふうに思うんですね。ここをクリアすれば入学前支給というのは…教育長から答弁があったとおり可能でもあるし、是非実施していただきたいというふうに思うんです。

度々新聞紙上の中に、子供の貧困率というものが出ております。2013年に貧困対策法が制定されました。その約5年ぐらい前から子供の貧困に対して光を当てていこうという取組がされてますが、まだまだ子供の貧困率が良い方向に向いていかないという現実があるわけなんです。貧困率は、調査結果によると13.9%というので、子供の7人に1人は貧困状態にあるということが明らかになりました。今日、明日、食べなかったら死んでしまうような…飢餓状態のような絶対的貧困という…それとは違って、総体的貧困といって一般的な子供たちが持っているようなものを持って、身なり…服装なんかほとんど変わらないというふうに見えても、見た目だけでは判断できない中にこの貧困というのが隠れて

いるというふうに言われております。つまりそういうもので貧困か貧困ではないという判断ができないということなんですね。都市部では子供食堂などが創設されて、子供が一般的な家庭で味わえる…家庭的な雰囲気の中で食事ができるということ、それから貧困のために本当はとらなくてはならない栄養がとれていない、そういう子供たちのために手を差し伸べた取組だというふうに思っています。

子供が貧困の中で育っていけば、どうしても教育とかに…学力、能力というのは貧困だろうと富のある子だろうと差はありませんけども、その教育機会が与えられなくて学習ができない。それで義務教育から高等教育に行くときに行けない子も出てくる。そうすると社会に出て就ける職業も選択も狭まってくる。そういうような貧困の連鎖をくい止めていくためにも、できる支援はしていくべきだというふうに思うんですね。先ほどのSDGsの取組の中でも貧困対策というものがあって、どのような支援ができるかということも、やはりトップとして町長も常に考えていかなくちゃならない問題だというふうに思うんですね。

この貧困率のことにに関して、教育長のお考えがありましたら伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、就学前の支給に関しましては、制度の円滑な活用を図りまして、要保護並びに準要保護の児童生徒の保護者負担の軽減を推進してまいりたいというふうに考えております。

また、後段のほうで御質問のありました…不平等をなくそうというような視点だと思います。

特に学校現場においては、SDGsにも絡みますけれども、子供に関わる3つの視点として、不平等をなくそう、暴力・差別をなくそう、地球環境を守ろうというのが学校教育におきまして特にSDGs関連では重要とされております。

そういった中、教育執行方針にも述べておりますけども、全ての人に包摂的かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進するというふうに述べさせていただきましたが、特にこの包摂的…非常に使い慣れない言葉でございますけど、私なりに解釈したところ、全ての人とはいいいながら、その中に特別や特殊があったりするというのが常でありますけども、包摂的というのはそういったものも全部含めて全ての人という意味合いに…もっと幅広い意味というふうに解しております。

そういった視点から、貧困による教育の機会が失われるというようなことはあってはならないというふうに考えております。

ただ、所得については、一定の所得が皆さんあるわけではございませんので、全て同じようにということにはなりませんけれども、そういった貧困による教育機会の狭まりについてはできるだけ無くす方向…国の動向を見ましても、給付型の奨学金の創設であるとか、そのほか対応型の奨学金等もございますので、そういったものの十分な周知活動、そういったものも必要であるというふうに思いますし、現状におきましても、進学時には中学、高校において、進路指導の中でそういった情報提供に努めているところでございます。

ちょっと言葉足らずの部分があるかもしれませんが、以上でございます。

○議長（木下一己君） 3 番 齊藤議員。

○3 番（齊藤好信君） 昨年度から大学に関しては給付型の取組が行われて、まずは養護施設出身者の方を対象に…ちょっと数字がうろ覚えですが 2,200 人から始まって、今年度から 26,000 人ぐらいまでに給付型の奨学金が増えたというふうに記憶していますが…若干数字が間違っているかもしれません。そのようにして、家庭環境とか育った環境のために、上の学校へ行けない子に高等教育を受けるような取組ができないかという中でできた給付型…が主な内容ですが、今回 2,200 人から 10 倍近くに増えたということは、本当に嬉しいことだというふうに僕は思ってるんです。我が町もそうですが、日本全体で少子化が進む中で、誰一人見捨てることなく、社会全体で子供を育てていくという大きな取組だというふうに理解してるんですね。

教育長のお話は難しくてちょっとよく分かりませんでした、思いはよく分かりました。

是非次年度に向けて、入学前の取組ができるようによろしくお願いしたいと思います。

それでは、3 点目にですね、まちの安心・安全対策についてということで、昨年、全国で発生した 75 歳以上のドライバーによる死亡事故は 418 件。これをよく見ると、都会よりも地方都市の事故率が高い。これは公共の乗り物の便利がない実態があると思います。

地方では、日々の暮らしに乗り物が不可欠であり、高齢者の自主返納を促し支えるために、自動車に代わる生活の足を十分に確保するべきだというふうに私は思っております。

下川町も現在の高齢化率を考えると、公共バスの割引等を含め、早めの制度設計を進めるべきではないかというふうに思いますが、町長の見解を伺います。

併せて、子供、高齢者の安全を守るために、危険地域の道路に一時停止の標識の増設、横断歩道の設置等の対策が求められておりますが、これを関係省庁に強く働きかけるべきだというふうに思っております。この点も町長の考えを伺います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「まちの安心・安全対策」について、お答えさせていただきます。

1 点目の、高齢者の運転免許自主返納促進と交通手段の仕組みづくりにつきましては、平成 27 年度の運転免許自主返納者は全国で免許保有者の約 1%で、約 28 万 5,000 人が返納し、そのうち 65 才以上は約 94%を占めているところであります。

運転免許証自主返納制度は、平成 10 年 4 月の道路交通法改正に伴い実施され、運転免許証の返納後は、顔写真付きの「運転経歴証明書」が発行され、身分証明書に利用することができます。

返納された方には、これまでと変わらない生活を送るための交通移動手段を確保する必要があると認識しております。

本町におきましては、平成 24 年度より順次、予約型乗合タクシーやコミュニティバスの運行を開始し、交通空白地帯の解消や地域幹線バスとの円滑な接続などの対策を実施し

ておりますが、今後、運転免許証の自主返納が増加すると予想されますので、生活のための交通移動手段の充実が必要であると認識しているところであります。

2 点目の、一時停止の標識や横断歩道の設置等の対策ですが、本町における交通安全対策につきましては、関係機関、団体、学校関係者など多くの皆様の日頃からの努力により、今年3月8日に交通事故死ゼロ1,000日を達成したところであります。議会をはじめとする関係各位の努力のたまものであり、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

町内における一時停止の標識や横断歩道の設置が必要な箇所につきましては、住民や関係団体などからの御意見や御要望を含め、状況の把握に努めながら、関係機関に設置の要望活動を行っているところであります。

しかしながら、北海道全体で設置要望も非常に多く、交通量などを参考として優先的に設置がなされることもあり、町内には未設置箇所もあることから、引き続き要望活動を続けてまいりたいと思います。

今後におきましても、関係機関や団体と連携と協力を得ながら、交通安全運動の推進に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 3 番 齊藤議員。

○3 番（齊藤好信君） まず実態ですけれども、例えば道内で24年から28年…去年はまだ出てませんが、累計で返納された方というのは32,600人。それから旭川方面…これで行きますと3,260人。もっと身近に名寄警察署管内ですけれども、これは29年で64名の方が自主返納されております。また、今年に入って今月の初めまでですと24名の方が自主返納をされております。これは警察に行って調べた数字なんですけど、今町長の答弁があったとおり、返納すれば運転経歴証明書をいただいて、身分証明書の代わりになるわけですが、70歳以上の免許保持者の9割以上の方は、自主返納の制度というものは認識しているわけなんですね。ところが、自主返納するタイミングというのはどういうことかということ、危険性を感じたとき、それに順じて自分の身体能力が落ちてきているんだなというふうに自覚したとき、これは7割以上の方がその時に自主返納ということを考えると。

ところが、先ほど述べたように、都会というのは電車、バスなど含めて公共機関はいくらでもあるし、絶え間なく…10分に1本とかですね…乗るバスが来るわけなんです。ところが、下川町のような地方都市というのは、2時間に1本とか、交通機関の利便性が非常に悪いわけなんです。そうすると、どうしても自分の車というのは足ですから、買い物に行く、病院に行く、何をするといっても自分の足がなくなった時のことを考えると…これは不便です。そうすると、なかなか…先ほど言ったように、身体能力が落ちた、度々運転していたら危険な目にも遭うし危険な目に遭わすようなこともあると。でもなかなか自主返納に結び付かないというのは…やはりここはその足を確保するということが私は大事だと思うんですね。確かにコミュニティバスとか、乗合タクシーとか、下川の取組があります。町の中に関しても取組はありますけれども、例えばこれは1日5本とかですね…なかなか好きな時間という具合にはいかないというふうに思うんですが、下川と名寄を結ぶ公共機関…名士バスですけれども、これも1回乗ったら460円ですか…確か…そういうふうに乗車料金もかかります。そのへんもどうにかして一定の支援ができないかというふうに思

うんですね。

一つ例を挙げますけども、栃木県^{おやまし}小山市…どういう取組をしているかというのと、地元のコミュニティバスが運行されているわけなんですけど、自主返納したら1年間無料パスを今まで出していたわけなんですけど、それを今年の4月から終身…亡くなるまで使えるような終身制にしたんですね。そういう取組を行って、少しでもそういう…認知機能の衰えによる運転操作のミスが原因で起きる人身事故を防ごうという取組をされております。ここをちょっと参考にして、公共機関…バスを利用する面でできる支援があるんじゃないかというふうに思うんですね。70歳未満と70歳以上…もつというのと75歳未満、75歳以上で分けちゃうと事故率というんですか…それが約2倍になるというんです。一番大きなミスというのは、度々新聞報道、テレビ報道でされてますが、ブレーキとアクセルを間違ってしまう。一見…どうしてブレーキとアクセルを間違ふんだというふうに思いますけども、そこは思い込みというか、咄嗟の判断ができないというふうに思うんですね。

例えば良い例になるか悪い例になるか分かりませんが、プロとアマの違いというのは、真っ直ぐ走ったりするのはアマでもできますけども、何かあったときに判断する動作…そこがどうできるかというのがプロとアマの違いじゃないかというふうに思うんですが、そういう意味で、もう少し具体的に取組ができないかということをお伺いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 一定程度…その人によって身体能力や環境が違っているところがあるんじゃないかと考えておりますので、この年齢という明記の仕方はできないかもしれませんが、いずれにしても今の社会の中で公共交通というのはしっかり取り組んでいく必要があると考えてます。

下川町においては、一定程度…他の自治体に負けない程度の公共交通の整備がされてきているんじゃないかなということで考えております。

今お話がありました^{おやまし}小山市等の事例でございますけれども、私の心情としてはそういうようなこともやってみたいとは思いますが、今の町の財政状況、あるいはまたおかれている財源の中ではなかなか厳しいところがございまして、他の自治体の良い事例でありましても、すぐ簡単に導入するというのは非常に難しいところがあるんじゃないかと考えております。

いずれにいたしましても、本町にとっては安全安心な交通体系をしっかりとつくっていく必要がございますので、それはまた違った角度でいろいろ取組をしてまいりたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 3番 斉藤議員。

○3番（斉藤好信君） 今現在どうではなくて、将来的に下川の高齢化率は上がっていきます。そんな中で、自動車運転免許を持って自家用車を運転する方が多くいらっしゃると思うので、ここはやはり将来的なことを考えていくべきではないかと思うんですね。やはり

自主返納する上で、安心して返納するには何が重要かというアンケートも多く取られています。電車とかバスとか…公共機関の運賃割引とか無償化とかですね、そこが一番アンケート調査では要望が多かったということをお伝えしておきます。

次に、先ほど言った交差点の一時停止の標識とか、それから横断歩道の増設、その取組を今まで多分…税住だと思いますが取組、そして公区の要望なんかも知っておりますが、なかなか改善されないというか…要望に沿ったかたちに現れないという…先ほど答弁があったとおり確かに全道でも市町村の中で要望が挙がって、その中で優先順位が決められて、そして設置ということになるわけですが、これはこれからも切れ目なく関係省庁に働きかけていくべきだというふうに思うんですね。

例えば下川町で何点か、ちょっと危険だなと思うのは、役場前の一方方向には2つありますが、あそこは4つとも横断歩道を付けた方が僕はいいんじゃないかというふうに思うんですね。たまたま見ているときですけども、国道に出る方ですね…これは一旦停止がありますが、ここをですね…僕も長年そういう仕事をしてたのでよく分かりますが、向こう側の青信号を見てしまって、手前の一旦停止を忘れて行っちゃうということはよくあることなんです。それで、そこを見ていると…たまたまですけども何台か一旦停止しないで突き抜けて行ってしまうという面もあります。ここは御存知のとおり児童室もありまして、また図書室もあって、小さなお子さんが結構多い…お母さん方もいらっしゃいます。

ここと、それから宿泊研修施設が出来て、あそこはコモレビとか、ターミナルとか、森林組合とかですね…あそこの四つ角は…これからもやっぱり人を呼び込むという取組の中で、人が出てくるということを考えた面で、あそこもせめて横断歩道を…一旦停止はありますけども…設置が大事じゃないかと思います。

それから、これは2年ぐらい前に…僕も話したことあると思うんですが、正確な地名は分かりませんが、五味温泉から山を一つ越えて…こういうところで名前を出していいのかわからないですけど…出てですね、T字路の下川愛別線とぶつかるところがあるんですけど、あそこは一旦停止の標識が無いんですね。それで左右を見て行っちゃう。でも今は御存知のとおり、この下川愛別線…風連御料に抜けるところと、愛別線に抜けるところが結構利用されております。あそこも一旦停止の標識が大事だというふうに前から言っているんですが、こことですね、それからふるさと通りと下川愛別線の交差するところ、あそこも結構児童が通ります。

この4点ですか…ここを是非要望したいというふうに…これは公区内から要望とかきているかどうか分かりませんが、そのへんは担当課の方で分かると思いますのでどうでしょうか。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 現在の要望活動でございますが、斉藤議員が仰られたとおり、役場から町民会館、石谷さんのところの交差点、基線側に一旦停止を付けてほしいという要請活動をしております。

ここにつきましては、基線通りは道道ということもありまして、なかなか一旦停止の標識を付けるということが難しいというような見解でございますけれども、要請書を持って

要望してございます。

後、ふるさと通りの結いの森、コモレビ、バスターミナルのところの交差点の横断歩道の設置、それと、ふるさと通りと道道愛別線の四つ角…ここにつきましても交通安全指導員等から交通量と児童の通学等にも影響があるのではないかということで、既に名寄警察署を通じまして、公安の方に文書を持って要請活動をしております。以上です。

○議長（木下一己君） 3 番 齊藤議員。

○3 番（齊藤好信君） 今のを含めて、是非公区の要望とかですね、それから今言った交通指導員の要望ですか、そういうのをきちっとまとめて、これからも粘り強く…確かに向こうの方では優先順位をつけますけども…粘り強く交渉して、何か起きる前にこれが実施されるようにしていただきたいというふうに要望しておきます。

もう一つですね、地方都市よりも主に大都市の中で今進められている対策ですが、ゾーン 30 という対策があるんですね。そこの生活道路を 30 km制限にする。それは標識ではなくて道路に大きく書いて…これはなぜやるかという、幹線道路を通らないで生活道路を通して通勤とかに使われて非常に危険だということでゾーン 30 という対策が…これ今現在、全国で 3,100 か所ぐらい進められております。

また、警察庁では、もっとこのゾーン 30 の対策を…生活道路だけではなくて、観光道路にもそれを取り入れて、交通事故を防ぐ対策を進めていくというふうになっております。

なぜ 30 kmかという、50 kmで走った場合の致死率が約 16%ぐらい、ところが 30 kmにすると 0.9%まで落ちるんですよ。30 kmでぶつかっても人身事故が…亡くなる方がないということではなくて、ほとんど 9 割ぐらいが 30 kmぐらいに抑えれば何かあったときに助かるということなんです。それでこのゾーン 30 という取組が進められております。

町の中でどこが一番あれかなと思っているんですけど…なかなか下川の中では幹線道路を外れてぶっ飛ばして走るようなところは今のところ見当たりませんけども、一つちょっと気になるのは、2 年か 3 年ぐらい前からですけども、大型車両が今までは国道を通して町の事業所に入っていくというふうにやっていたんですけども、私も前の民間会社ではなるべく枝道を通ってはいけないというふうに…これは運行管理者としてやっているんですが、これは事業所の運行管理の問題でもあるのですが、今、名寄からきたら下川橋の手前で右に入って、そして谷組さんの通りから中学校へ抜ける通り…あそこの通り結構大型車両が多くなっています。あそこは愛別線の…センサーなんですね…信号は。それでどうしても運転手の心理として青、それから青の点滅ですね…横断歩道の点滅でいっちゃおうという心理が働くわけなんです、それを過ぎると右側に幼児センター、そして中学校、左側に改善センターとか町民スポーツセンターがあって、部活動なんかで生徒が結構通ります。あそこは 1 か所、押しボタン式の横断歩道があります。ここも私ちょっと警察署に行って、スピードがかなり出ているので何か抑える方法…通行規制はできないんですが…抑える方法はないかというふうに言ったことがあるんですが、ここも含めて是非対策を講じる一つの…担当課がここを知っていただければ、これからの取組に是非参考にさせていただきたいというふうに思います。

いずれにしても、下川の高齢化率、それから少ないといえども子供さん方の命と安全を

守るために、是非できる取組は…私も努力することは努力しながら一緒に取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で私の質問は終わります。

○議長（木下一己君） これで斉藤議員の質問を閉じます。

次に、質問番号 2 番、議席番号 4 番 奈須憲一郎 議員。

1 誰一人取り残さない持続可能な地域社会の創造について

○4 番（奈須憲一郎君） それでは、事前通告した内容に基づきまして一般質問を行います。

まず、誰一人取り残さない持続可能な地域社会の創造についてお聞きします。

町政執行方針にあったとおり、国連において 2030 年までに誰一人取り残さない社会の実現を目指して進められている「持続可能な開発目標（SDGs）」を基に、本町における持続可能な地域社会の創造に向けた目標とその具現化に向けた計画を町民との密な合意形成により策定中です。

そこで次の点について、町長の見解をお伺いします。

まず 1 つ目、短期間で職員研修や町民会議が精力的に行われていますが、町長の参加状況はどうなっているのでしょうか。町長はどのようにして「SDGs」や「つながり思考」について理解を深めてきたのかお伺いします。

2 点目、誰一人取り残さない社会の実現を目指す中、次の政策についてどう考えるでしょうか。

1 つ目、行政主催の金婚祝賀会は、配偶者に先立たれた方を取り残す政策ではないか。

また、高い離婚率や卒婚といった社会の変化に不適應なのではないか。

2 つ目、児童室が日曜休室になりましたが、その他の日曜休みの公共サービスも含め、日曜に働く人とその家族を取り残す政策ではないか。

3 点目、学校教育では外国語と ICT 教育を充実させますが、大人は取り残されるのでしょうか。男性にとっての家事も含め、大人の学び直しを充実させることも必要ではないでしょうか。

まずその点についてお伺いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「誰一人取り残さない持続可能な地域社会の創造」について、お答えしたいと思います。

1 点目の、町長の参加状況と「SDGs」や「つながり思考」について理解を深めてきたかについて経緯経過をお話ししますと、平成 29 年 9 月に総合計画審議会に「SDGs 未来都市部会」を設置し、枝廣 淳子^{えだひろ じゅんこ}先生をファシリテーターに迎えて、町民委員が中心

となって「2030年における下川町のありたい姿」を策定するとともに、役場中堅職員で構成する第6期総合計画策定に係るプロジェクト会議委員も計画策定に参加し、9月から3月までの間に11回の会議を開催しているところであります。

私の参加につきましては、町長の立場上、会議の場に居ることにより、委員の議論や発言に影響が生じることもあると考え、出席を差し控えて、随時、事務局から会議概要の報告を受けておりましたが、議論が深まってきたことから、今月の会議から傍聴を始めたところであります。

次に、私の「SDGs」や「つながり思考」の理解についてであります。本町では、平成28年度からSDGsについて調査研究を始めており、同時に私自身も理解を深めてまいりました。

また、御指摘の「つながり思考」につきましては、ファシリテーターをお願いしております。枝廣^{えだひろ} 淳子^{じゅんこ}先生の専門分野であり、町民委員や職員とともに私も理解を深めている段階であります。

いずれにいたしましても、今後のまちづくりを考えていく手段として有効であると考え、今後も更に理解を深め、今後の政策形成、政策判断等に取り入れてまいりたいと考えております。

2点目の、誰一人取り残さない社会の実現を目指す中、次の政策についてどう考えるかについてであります。金婚式は、結婚50年を迎える御夫婦が協力して郷土発展に御尽力されたことに対し、感謝申し上げるとともに労うことを目的として、町と社会福祉協議会の共催で実施しているところであります。

町が実施する事業につきましては、その事業の目的によって対象者が限られる場合があります。

金婚式の実施につきましては、事業の目的や社会状況の変化、関係者をはじめとした町民の意見などを把握し、総合的に検証してまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

日曜日の公共サービスにつきましては、児童室は、ひと月に2回の割合で日曜日に開室しておりましたが、近年、日曜日の利用がない状況の中、日曜日の開室について、昨年から本年にかけて保護者に対するアンケート調査等により御意見をいただきまして、町民会館児童室運営委員会の議論の結果、平成30年1月より日曜日を閉室としたところであります。

大人の学び直しであります。外国語学習については、自主的に活動している英会話愛好会に対し、英語指導助手を講師として派遣しているところです。

また、ICTや家事などにつきましては、個人の興味をいかし、書籍やインターネットから情報を収集し、それぞれで学び直しをしていると認識しております。

町の生涯学習では、下川町教育大綱において、生涯学習の振興として「自主的な学習活動の支援」を重点施策に位置づけており、町内のサークル活動への支援や図書室の書籍等の充実を通じて、各種情報収集の場を提供しているところであります。

今後におきましても、町民の学習ニーズを把握し、町民が生きがいを持って豊かで充実した生活を送れるよう、生涯の各期にわたる学習機会の提供に努めてまいります。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。
以上です。

○議長（木下一己君） 4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 1 点目の町長の参加状況であるとか、どのように理解を深めてきたかということですが、町長という立場上の課題はあるかと私も理解するところです。

そうした中、今後のまちづくりを考えていく手段として有効であるとお考えになって、更に理解を深めるということで、私もこのSDGsという手法であるとか、枝廣^{えだひろ} 淳子^{じゅんこ}先生の専門分野であるつながり思考、システム思考というのは、非常に今後の地域づくりにとって有効な手法であると思いますので、町長の答弁にありました方向性は歓迎するところです。

現状そういった理解を深める中で、そういった観点からSDGsの各種項目やつながり思考から考えて、下川が特にこの分野は秀でているのではないかと、下川の強みですとか、つながり思考の中でいう…てこの支点に当たるような、最小の力で最大の効果を生むようになってこの支点…Leverage Point（レバレッジポイント）というような英語も使いますが、そういった下川の強みだとか、ここがちょうど力を入れると大きく動くようなポイントだとか、そういった点についてはどのような御理解でしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 難しい質問でありますけれども、これは委員会でもちょっとお話したことはあると思うんですけども、小規模な町…人口が3,300少しという本当に小さな町でありますので、経営資源が非常に不足していると。それは人、物、金、情報、技術、システム、ノウハウ…こういうところがそれぞれに足りないものではないかと思っています。

その一方で、地域資源としての自然資源と文化資源というのは豊富にあるということで考えております。それが潜在的にございますので、地域資源をどのように充足させながら地域資源を高めていくことが大事なのか。そこが実は下川町の歴史の中で、町外の企業や人とのつながりを非常に大事にしていると…これが下川町の強みではないかと。

一つには連携協定一つを結んでも…もう既に17の連携協定を結んでございます。これはいわゆる下川町の地域資源をいかすためにどういう経営資源を充足していただくかと、あるいはまた補完していただくかというところに尽きてくるのではないかなということで考えております。

そういう意味では、これまでの下川町の歴史の中で、人材のネットワークの作り方というのが実は大変な強みになって、それが今回のSDGsアワードの賞をいただいたものではないかと。さらに環境モデル都市、環境未来都市、さらに森林においては全国に先駆けた様々な取組をされているという評価もございますので、こういうところが下川町の強みではないかということで、私自身は考えてございます。以上です。

○議長（木下一己君） 4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 豊富な自然・文化資源がある中で、それを必ずしも町内の力だけで活用するのではなく、外の力も活用ということで、これは私も下川町の歴史を遡って調べる中で、正しくそう思っておりまして、特に森林組合中心に…湿雪害でカラマツが倒れたときに炭にしようと。だけど炭にしたはいいいけど、それをどう売ったらいいか分からないだとか、そもそも炭にする技術もなかったところで、外の知識だとか、販路を外に求める中で打開策を見い出してきた。そうした下川の歴史を遡っても、やっぱり外のつながりを大事にしてきたという点では正にそのとおりに思います。

それで、今回ですね、今パブリックコメントで御意見を募集ということでされています下川のありたい姿…それに基づく打ち手の案の中にあるなかで申しますと、チャレンジスピリッツがあるということがやっぱり下川の強みかなと思っております。また、その文書の中で、多様な人々、価値観を受け入れる包容力…これが今町長が仰ったことかなと思います。

かつては、下川町では森林を基盤に経営してきましたが、環境という意味では、サンルダム建設でいろいろ賛否両論あったこともあり、ある種一定のアレルギー反応もあった中で、外からの評価で…森林経営が環境の時代に適合しているという中で、いまや環境モデル都市ということで認められて、下川町といえば胸を張って環境という言葉が口にするようになったんですが、今回のSDGsの中で新たな評価が加わるのかなと思っております。それが正に下川が…今まで外のものに対して寛容に…包容力を発揮して受け入れていた。これがいわゆる社会的包摂…インクルーシブというようなかたちで、包摂ということが下川の強みなんではないかということが、枝廣先生をはじめとする外からの視点で、今回、新たな下川の強みとして出てきているのかなと思っております。

そうした下川の強みであるこういった包摂、包容力というのを伸ばす政策として、今後どのような展開をお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 循環という言葉がありますけども、これは大きく意味が二つあります。

一つは、例えば循環型森林経営で…要するに 60 年サイクルで一周して、それを繰り返して、持続可能なものにしていくという考え方。

もう一つは、正しくSDGsが求めています持続可能な開発目標をしっかりと織り込んで、そして住み続けられる町をつくっていくという意味合いだと考えております。

こういうところをしっかりと視点に持ちながら、住み続けられるまちづくりという…これは開発目標の中の 11 番目にございますけれども、ここが下川町の一番大きなこれからのテーマになってくるのではないかと思います。

そういう中で 17 の開発目標…そのほかにもターゲットやインジケーターがございますけれども、これを駆使してですね、そして体系的に、あるいは包摂的にこれからの施策づ

くりやまちづくりを行っていくことが必要ではないかなということで考えています。以上です。

○議長（木下一己君） 4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 分かりました。それで、そういった包摂的な施策を進めていく、そのキーワードとなっているのが、誰一人取り残さないという…こうした社会を実現するという大きな世界の目標であります。個々の行政の施策についてどう考えるかということでお聞きしています。

まず、金婚式についてですが、12 月の一般質問の中でもお聞きしたんですが、今回も回答の中で、協力して郷土発展に御尽力されたという表現があったんですが、金婚式の対象者というのは、例えばちょうど結婚 50 年を迎える御夫婦が下川に移住してきたばかりという場合、もしくはその 2、3 年前に下川に移住してきたという御夫婦、下川に対して郷土発展に御尽力された期間が短い御夫婦は対象にならないのでしょうか。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 目的なんですけども、結婚 50 年を迎える御夫婦が協力して風雪に耐え、郷土発展に尽力されたことに対して、町ぐるみで祝うことを目的としております。2、3 年前に転入してきたとか…そういう方は除外するのかということですが、これにつきましては、やはり金婚式に該当する方であれば、それは該当者として扱ってお祝いするのが町としての体制かなと思っております。やはり外から来る方にも寛容でありたいし、包摂の考え方でもあるのではないかなと思います。

○議長（木下一己君） 4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 課長から回答がありました後段の部分が重要な部分だと思います。

それで、長く続いているこういった制度の根本になっている概念が、下川ですずっと御夫婦で御苦労されてきてという中で、確固な社会常識で下川で生まれた人は下川で最期を迎えられるというようなかたちで、それで長く御夫婦として活躍されたからお祝いしましょう…これは昔の社会風習でいえば当然だったと思うんですね。ですが、今やそういった常識はもう常識ではなくなっている。下川としては外からも人を大いに迎え入れてやっていこうという時代になっている。

また、質問の中にもありましたが、結婚を長く続けるということ自体が…それ自体に大きな価値を…重きを置くかということ、そうでもない社会になりつつある。

またですね、昨今でいいますと L G B T に代表されますような性的な少数者ですね…セクシャルマイノリティともいいますが、そうした方々、特に同性同士で恋愛関係を基本とされる方は、法律上結婚を認められていません。そういった性の多様性ですとか、結婚に対する価値観の変化などを考えたときに、金婚祝賀会というのが時代の今…これからの

含めて適合していないのではないか。そして違う価値観がある人たちがいる中で、これを素晴らしいこととして行政が式典を開催するということは、ある種差別的な行為に当たり得るのではないかというようなことを考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 金婚式…下川も歴史をつくってきたわけでありましてけれども、先ほど来議論されていますように、下川町のまちづくりに非常に寄与していただいたと…夫婦共々ですね、そしてそれをまた一つの節目としてお祝いをして、次のステップを踏んでもらうという…こういう考え方でありましてけれども、この金婚祝賀会でありまして、実態はやはり対象となる人たちの全てが出席していただくわけにはいかないというところが非常に主催者側としては残念なところであります。それにはいろいろ事情があると思います。日程が合わない、あるいはまた着物を新調しなければならないとか、いろいろ壁にぶち当たるところがあるのではないかと思います。

そういう意味では、祝賀会そのものというのが本当に今までの形態でいいのかどうかという、このへんはしっかり議論していく必要があるのではないかなと思っておりまして、また、この祝賀会だけではなくて、金婚式というこの考え方をもう少ししっかりと定義付けをしていく必要があるのではないかなということで、私自身は考えているところであります。

その一方で、先日、葬儀に出てきたんですけれども、金婚式を迎えられた方々の記念撮影をして、そして盾をお贈りしたわけでありまして、それが葬儀会場に…本当に記念として、そしてまた遺影として使われていたというのがございました。やはり二人で長い生活をしていて、そしてお互いに支え合い、励まし合って、長い人生を送っていただいたわけでありまして、これが独り身になると町としてもいろいろ高齢弱者として支えていかなければならないという…町としての負担もあるわけでありまして。そういう意味では、長い間夫婦で本当に長寿社会を生きていただくということは非常に大事なことでありまして、そういう意味では 50 年という長い歴史を二人で積み上げていただいたところに感謝していくということは、私は大事なことでないかなということで、つくづく葬儀に出席して感じ取ったところであります。

またある方は、出席するつもりはなかったけれども、出席して本当に良かったと。多くの人たちに支えられているということが分かったという…こういうことも実は直接耳にしておりますので、一概にその祝賀会が駄目ということではなくて、それはまた検証していかなければならないと思いますけれども、違う方法論があるかどうかという…こういうところをしっかりとこれから確認してまいりたいなと思っておりますので御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（木下一己君） 4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 私も金婚をお祝いするという思想自体を否定しているわけでは

ございません。ただ、それが公の機関として予算を、そして人材を投下して行うことなのかなというところですね。そして、今までの日本ですとか、こういった地方の風習ですとか、長年培ってきた歴史の中で位置づけられている、そういったことを前提に生きてこられた方々に対しての思いを伝える。そうした行為としては非常に重要だと私も認識しております。

ただ、今回、世界の潮流である包摂ですね…といったときに、今まで日本は大きな常識をみんなで共有しながら生きてきたんだけど、どうもそうじゃなくなってきていると。一人一人の常識が違ってきて、性的な意味合いもいろんな人たちがカミングアウトして、実は違うんですというかたちで表明し始めた。こういった多様性を尊重して、そしてそういった中で取り残される人がいない社会を目指すという中では、考え直すちょうどいい時期なのかなと考えますので、こういった質問がきっかけになって町民の中でも様々な意見が交わされることを望んでおります。金婚式については終わりたいと思います。

次が児童室…こちらも社会風習としては日曜は休み、段々…働き過ぎだということで土日休みということになっているんですが、実際は土曜日、日曜日、そして夜…常識とされる生き方があるかもしれませんが、そこから外れて働いて社会を支えている方々がいらっしやいます。

特に今は日本は少子化で、社会の担い手が不足している。そうした中で今まで以上に休日だとか夜働く人が不足している。そうした状態の中で、下川としても求人しても集まらない。それはやはり休日だとか夜に働くということを社会的に支える仕組みができてないんじゃないか。今まではそうした人たちは少数派で、少数派の人たちはなんとかしてくださいというような…取り残している社会だったのかもしれませんが、これからはそうではないと考えた時に、こういう休日の行政サービスの在り方について、今一度町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 確かに週末を楽しみにしている家族の方、あるいはまた住民の方々がたくさんいらっしやると思います。

ただ、実態はですね、どうしても…日曜日に様々な施設をオープンすると、利用数が限られているというか…ほとんどないところもあるわけでありまして。そこに人材を派遣して殊遇していただくというのは非常に無駄なところもございます。

そういう意味では、ウィークデイと週末との利用状況を考えながら、開室に向けては慎重に行っていきたいなと思っております。

また、一定程度…住民の方々から、日曜日等が閉室になった場合に、もう一度開室していただけないかとか、こういうニーズが高まったときには改めてそのへんを検証しながら、再度開室の可能性もあるんじゃないかということで考えております。

現段階ではなかなか利用者がいないということで、今回閉室にしたところもございますので御理解いただければと思っています。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 過去の経緯で、町民会館…特に児童室についてはいろいろ御意見申し上げてきたんですが、児童室に限ったことをいっているわけではございません。これから…特に新規就農を推進していく上でも、新規就農で来るとなれば即核家族ということになると思うんですね。親戚、縁者が地域にいるわけではなくて、新しい土地に来て御夫婦で就農されて子供が生まれたと。夏は土日も夜もなく農家の方は仕事をされている。

そうした中で子供はどうするのかと。核家族の農村地域の一軒家の…隣近所にすぐ友達がいなくて、自宅にずっといるのかと。そういったことも含めまして…後、保健福祉の現場で働く人たちは、夜勤もあれば土日出勤も当然のようにあります。お盆だとか、年末年始も関係ありません。そういった方々はますますこれから必要となりますよね…高齢化でやっぱりそういったサービスが必要となる。そういった働き手を確保するためには、少数でもそういった方々が安心して働ける環境をつくるというのが大事だと思うんです。そうした環境があるからこそ下川町に行ってみよう、あそこでなら安心して働けそうだ、うちは母子家庭だけど子供をそういったかたちで安心してみてもらえる場所があるのであれば安心して働けるなということで下川に来ていただけると。そういった環境を用意するということで、行政サービスなり、日曜の在り方というのを今一度考え直す機会かなと思って伺っています。

ですので、児童室に限った話ではなくて、幼児センターも日曜日は休みですが、子供の預け場所がない中で、必ずしも幼児センターだとか児童室を開けろということではなくて、新たな…別の託児サービスを民間で起業していただくような誘導ですとか、そういった子育て全般を担うNPOを育成していくとか、そうした機運を地域で盛り上げるためにいろんな仕掛けがあると思います。そうした施策展開ですね、子育てがしやすい環境を構築するために日曜のいろんな子育ての環境を構築していく、そういった政策の展開についてどうお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） いずれにしても、ケースバイケースでものを考えていかなければならない。利用者が限りなくゼロに近い中で、いくら臨時職員でも配置するというのは…逆にいえば町民の方々に怒られるのではないかと、こういうこともあるかと思います。

そういう意味では、そういう実態、あるいはまた要望、要請、こういうところをしっかり認識しながらですね、そしてこういう公共施設の週末の開館についてはしっかり考えていきたいなと思っています。以上です。

○議長（木下一己君） 4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） これから子育ての関係の計画を策定されるということで、予算審査の中でも発言しておりますとおり、住民の方々と膝を突き合わせて…今までの対面式の堅苦しい会議ですとなかなか言いたいことも言えない、そういった保護者の方からのお話も聞いてますので、是非意見が言いやすい環境をですね…また匿名の意見でも言えるよ

うな状況もつくっていただきたいと思います。

では、3 点目の教育の点ですね。これからの時代を担う子供たちに対しては、外国語、I C T 教育が必要だということで体系化されるんですが、2 点目の質問とも関わるんですが、今人生 100 年時代といわれるようになっております。先日の井戸ばた会議でも、参加された町民の方から、これからは二人に一人は 100 歳まで生きるような時代だと、それどうするんだと。確かにそうで、これからを生きる若者というんですけど、これからを生きる高齢者の時代になっているんですよ。60 過ぎて社会…一旦定年退職でリタイアしても、そこから 30 年、40 年と生きると。それも年金だとか…そういった制度も危うい中で、やっぱり働く必要があると。社会も今少子高齢化…少子化で、人材不足の中で、今一度活躍してほしい。だけど、仕事をする分野としては今までとは違う分野に挑まなきゃいけない。

そういったときに、大人が教育を受けて、そして今一度社会で活躍する…そういった仕組みづくりが必要かと思います。

また、S D G s の中でも女性の社会進出がうたわれている中で、女性が社会に進出するためには、男性が女性が担ってきた役割を担うという必要もあるかと思います。

そういったことも含めて、大人が社会でまた別な活躍の仕方をするための教育について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 人生、仕事ばかりが暮らしの中で必要だというわけではございませんので、やはり生きがいづくりというのが非常に大事なんじゃないかなと思ってます。

そういう意味では、自分の趣味に合ったものや、あるいはまた仲間で…気の合う同士で進めるものとかいろんなものが生きがいの中であると思いますけれども、こういうところに行政として…町としてどういう環境をつくっていくことができるかなと。これまでも生涯学習、社会教育という視点で進めてございましたけれども、このへんは更に充実できるように、今回の S D G s でも開発目標の 4 番目に、より質の高い教育というのが必要だということで求められておりますし、こういうようなニュアンスをしっかりとこれからの…学校教育も含めてですね、取り入れていくことができればいいなと思ってございます。以上です。

○議長（木下一己君） 4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） 次の質問事項とも関わりますので、1 点目の質問については終了したいと思います。今までは理想像だとか、社会的な常識みたいなことが割と社会で共有されてきた時代かと思うんですが、ただ、それから外れた者は少数者として取り残される社会だったと思います。これからは、そうした常識も人によってバラバラ、常識という言葉が通用しないような時代、多様性を尊重するような時代になっていく中で、今この S D G s で掲げているような包摂ということをキーワードに今一度政策全般を見渡して、新たな時代に進んでいければと思っています。

それで、町長最後の答弁にもありましたが、S D G s の各項目と照らし合わせた中で、

即座に答弁されるということをご心強く思っていますので、今後も更に町民一丸となって進めればと思っています。

では、次の質問に移りたいと思います。

後段の質問で出ましたが、リカレント教育についてお伺いしたいと思います。

働き方改革が急務とされる中、生涯にわたって教育と他の諸活動…それは労働・余暇など…を交互に行なう教育システム、これをリカレント教育といいます。こういったリカレント教育に政府も力を入れ始めています。

下川町でのリカレント教育の現状と今後の展開について、町長の見解をお伺いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「リカレント教育」についてお答えしたいと思います。

政府では、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が策定され、9 月には「人生 100 年時代構想会議」が発足し、変化し続ける社会に適応するため、生涯にわたって教育と就労を交互に行うことを進めるリカレント教育について検討されていると承知しております。

日本では、社会的に長期雇用の慣行があるため、社会人になってから教育機関に戻って学習するシステムは馴染みにくい状況と認識しており、仕事に必要な技術、知識やスキルアップのための学習は、働きながら学ぶことが多いと思われます。

町では、これまでに策定した「第 5 期下川町総合計画」「下川町総合教育大綱」において、「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」を目標に、生涯学習の推進施策として自主的な学習活動を支援しているところであります。

具体的な施策、制度としては、教育委員会において、町民 5 名以上のグループが行う講座、講習会に対して「マイプラン・マイスタディー事業助成」を実施しているほか、各産業別では「中小企業振興基本条例」「林業振興基本条例」及び「農業振興基本条例」において、人材育成のための研修会や講習会の参加費用の一部を助成しているところであります。

一方で、国内においては、リカレント教育を実施している教育機関がありますが、現在のところ町民の利用状況は確認されておられません。

今後の働き方改革に向けた町の取組については、町民のニーズや現状を調査し、政府の動向も見据えながら、町民にとって必要なリカレント教育について検討してまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 4 番 奈須議員。

○4 番（奈須憲一郎君） ただ今、答弁がありました。リカレント教育というと、またカタカナ語で小難しく感じますが、要するに生涯教育、生涯学習のことだと私は考えております。

ただ、従来の生涯学習というのは、基本的には一旦就職したらずっと働き続けて、定年

退職を迎えて、老後は安定した年金を基に、どちらかというとも老後の余暇の人生というようなかたちの中で教養を身に付けるというような意味合いが深かったと思います…生活の質を上げるようなですね。

ですが、リカレント教育ということで、あえて政府も横文字を使って打ち出そうとしているのは、そういった一般教養的な意味合いではなくて、第 2、第 3、第 4 ですね…社会変化が激しい時代、そして担い手がいないうちで働き方を変えていく。一旦就職なり起業しても、その分野とは違う分野にまた進出していく、そういった新たな生き方を支えるような教育のことを指しているんだと思います。

そうした意味で、リカレント教育というのが位置づけられていると思うんですが、SDGs の展開の中で、そうしたリカレント教育を含むような施策展開が、現状の打ち手の案の中にはあるかと思うんですが、それについて改めて御説明いただければと思います。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。SDGs とリカレント教育の関係性ということでよろしいでしょうか…はい。

まず、未来を担うのは当然今世界にいる子供たちであります。教育には社会を変える力があるというふうに認識をしております。

御案内のとおり、SDGs は持続可能な 17 の開発目標、また 3 つの側面…経済、社会、環境、さらに子供たちに関わる 3 つの視点として重要視されているのが、不平等をなくそう、暴力差別をなくそう、地球環境を守ろうというこの 3 つの視点が掲げられております。

現在の学習指導要領の中におきましても、各科目におきまして、道徳、社会、理科、保健体育、技術、家庭、英語、総合的な学習の時間等々におきまして、これらの SDGs に関連のある学習項目が掲げられております。

例えばですけれども、新年度から教科として新たに設置をされます道徳においては、思いやりであるとか、異性についての正しい理解と人格の尊重であるとか、生命の尊さ。

それから、社会科においては、国際協力と国際平和の実現であるとか、世界平和の実現、人類の福祉の増大ですとか、各教科それぞれに SDGs に関連する項目が掲げられ、子供たちの学びの場を確保しているところでございますし、やはりこういった取組が未来を担う子供たちの成長の基盤になっていくことは大変重要なことというふうに認識しております。

また、リカレント教育につきましては、私なりに…リカレント教育というのは勉強不足でよく分かりませんでした。調べてみますと、下川小学校の校長室に「學而不厭^{がくじふえん}」という額が掲げられております。これは湯川^{ゆかわ} 秀樹^{ひでき}さんが揮毫したというふうに言われておりますけれども、将来にわたって学んでも学んでも飽きることなく、私にとっては日常であるというような主体的な意味合いで掲げられておりました。そういった學而不厭^{がくじふえん}という精神ですね、こういったものが重要であるというふうに考えていますし、先ほど町長の方から答弁もございましたけれども、欧米のリカレント教育の在り様と、国内における在り様については多少差があるのかなという認識をしております。

社会教育とリカレント教育の関係性の中でちょっと考えてみますと、その一端を申し上げますけれども、現状では組織において、OJT…いわゆる組織内での研修、あるいはoffJT…いわゆる組織外の研修、こういったものをしてながら自己実現であるとかスキルアップ、こういったものを図っているのが一般的には多いと思います。ただ、一方では、その働き方の多様化が我が国においても進んでおります。

そういった現状の中、国内においても、大学などでそういった方法を組み入れているところもございます。

具体的な例としては、日本女子大、明治大学、筑波大学、放送大学などで実施されておりますけれども、その学び方についても、オンラインの活用であるとか、夜間・土日の活用であるとか、テレビ・ラジオ・サテライト施設の利用など、学習の機会が提供されるものもございます。

そういった手立ても我が国においてもございますし、本町においてはまだまだ未熟な部分もあるかと思っておりますけれども、個人の希望に応じて…マイプラン、マイスタディであるとか、それから公民館講座であるとか、多種多様な講座なども用意をしておりますし、下川町の実態としては、町外…同じ地域として名寄市に広域で人材開発センターが設置されておりますが、そちらの方にもここ3年間ほどの利用実態を調査させていただきました。

大体350名程度、多い年には760～770名…延べ人数ですけれども、そういった方が学びの機会を設けていると。内容的には、現状就いている職業にいかすための学びの場、あるいは失業対策として今後の求職に向けての研修、こういったものが多いように理解をしているところでございます。

ちょっと質問とかみ合っていない部分があるかもしれませんが、以上の認識でございます。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 大変体系立ったお話だったかと思います。

それで、教育といいますと、どうしても日本的な文脈だと、教育とお金とは切り離すような…お金は汚いもので、教育は高尚なもので…というような、何かそういった風潮もあるかと思えます。教育はやっぱり切り離した独立した存在の中でやっていく。

ただ、今教育長の制度とかも変わってまして、また変わってきているかと思うんですが、特にこのリカレント教育においては、働き方改革という中で、労働力ですね…社会の働き手、経済活動の担い手を育成するという意味合いで教育というものが非常に重要視されていると。ここの融合が大事だと思うんですね。それが制度改革によって、実はやりやすい状況が…かつてよりは…生まれているのかな。

そういった中で、教育分野と労働行政というような分野、経済行政という分野の連携の在り方というか現状…どういった意見交換をしながら高めていこうとしているのか、その点について伺います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） おそらくこれ…日本はまだまだ遅れていると思うんですが、小学生のうちから職業教育…今奈須議員が言ったように、教育は聖域で、経済というのは汚い部分があるような…お金の部分にまつわることが多いものです。

しかし、実態は、社会に出て行ってから役立つには、小学生の頃からこういう職業教育、あるいはまた社会教育というのをしっかりとやっていかなければならない時代に入っていると思っています。

そういう意味では、職業人として将来を担う…そういうプロセスを義務教育のときからしっかり取り組んでいくことが必要ではないかと。

そういう意味では、今回のSDGsという日本中でしっかりと一つの理念を持って、教育のところからしっかりとつくり上げていくということが大事なんじゃないかと思っています。

12月の本部長賞を頂いてからいろんな会合に出る機会があったんですが、実は特別賞を頂いた江東区やながわの八名川小学校というところの公開授業を、こちらから要望させていただいて授業公開を見てきたんですけども、大変カリキュラムが先進的なやり方をしております、いわゆる17の開発目標をカリキュラムに取り入れて、そしてESDの…カレンダーをつくっていると。ESDというのは持続可能な教育開発目標なんですけれども、そういうようなことを小学校のうちから少しずつ取り組んでいくことによって、中・高、そして大学、社会人になっていってもしっかりとした理念というのは持ち続けることができるんじゃないかなと。そういう意味で、正しく持続可能なことを進めていくことができるのではないかとということで感じ取ってですね、早速、教育長に報告いたしまして、うちの町としてすぐには取り組めないかもしれませんが、町全体で教育というところの視点で一つ進めていくことが大事なのかなということで今感じておりますので、これを少しでも進めていくようにしていきたいなと思っています。以上です。

○議長（木下一己君） 4番 奈須議員。

○4番（奈須憲一郎君） 今の事例の話は大変良い事例を御紹介いただいたと思います。

学校でICT教育が始まるんですが、大人も必要な教育だと思うんですね。ICTの子供たちの授業をそれこそ大人も受けれるとかですね、それこそITを使えるような環境をもう少し公的な施設も用意して、子供も大人も一緒にやりながら、子供たちが大人になる頃には、子供たちがそういった授業を先導しながら、私たちが高齢になったときにそのサポート役として働くような社会になっているのかなと思うんですね。メインは子供たちがどんどん働くんですけど、それを理解した上でサポートをやるような役割を求められている。そう考えると大人にも…小学校の授業も公開されて、共に学ぶという状況もあってもいいのかなと思っています。

それで、私、質問した趣旨としては、やっぱり働くということを…定型的に定年までということではなくて、新たな社会を見据えた中で考えて質問しておりますので、今までの…起業家振興だとかは個人の起業家に依存する部分が多かったんですけど、社会的に能力を高めていくところに教育をいかに使っていくか。

生涯学習だと自主性に任されていた部分があつて、ただ自主性に任せておくと、自主性がない人は出てこないで、全ての人を取り残さず、活躍してもらうように促すアプローチの仕方が必要かと思っています。具体的な手立ては私も考えていなくて、これから共に考えていきたいとは思いますが、その中で、いずれにせよデジタルメディアとの接触だとか、ＩＣＴというのは基盤になると思うんですよね。子供だけではない大人のＩＣＴ教育に力を入れていく上で、今後の施策について考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。ＩＣＴの関係でございますけれども…大人の方ですね、以前、委員会審査だったと思いますけれども、特に成人、あるいは高齢の方に対するＩＣＴの講座なども必要でないかという御意見もいただいております、実は本年度、高齢者学級と公民館講座を併せ持って、ＩＣＴ活用方法と危険性についてということで、講座を一度だけですけれども下川商業高校の先生の御協力を得まして開催をさせていただきました。

実際やってみまして感じたのは、ＩＣＴとの関わりの度合いがそれぞれ違うものですから、なかなか大勢を対象にして一度に活用方法、あるいは危険性といっても、ちょっと伝えるのが難しいなというのが反省点として…実態としてございました。

それから今お話をいただきました、教育の現場にＩＣＴ教育が取り入れられているというようなことの中で、保護者の皆さんにとってもＩＣＴ教育はなんぞやということも含めてですね、やはり情報が不足していたり、それぞれの捉え方について差もあるのかなというふうにも思いますので、是非、今後ＩＣＴ教育の環境を活用して、まずは保護者の方を主体としてになろうかと思っておりますけれども、そういった地域、あるいは保護者の皆さんに対して、知っていただくための場の設定なども検討してまいりたいというふうを考えております。

学校教育については、いわれておりますのは、まず子供たちにとって学びがいのある学校、そして教職員の皆さんにとっては働きがいのある学校、そして保護者にとっては頼りがいのある学校、親しみのある学校、そういった中において、今ＳＤＧｓで学校教育に求められている学習を展開しながら、またコミュニティスクールも実際展開しておりますので、学校、保護者、地域、こういった連携の中で実効性のある展開を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（木下一己君） ４番 奈須議員。

○４番（奈須憲一郎君） かつてですね、国を挙げて一斉に取り組んだ授業がありまして、要はパソコンのスキルを高めようということで、それは民間企業が教育機関として担い手となって、下川町でもあったかと思うんですけど、パソコンを導入して、それで教育訓練を受けるようなそういった制度があったかと思います。それは一斉にというようなかたちだったんですけど、今教育長の答弁にもありましたとおり、個々のレベルがガタガタの中で、しかも継続的な支援、教育が必要だということだと、そういうふうに対応できる柔軟

なシステムが必要だと思うんですね。それを行政が公民館講座のかたちで用意するのは難しいと思うので、民間活力促進で、そういった教育機関が下川に民間であることによって、継続して個々のレベルに応じて対応できると。それを促すために、かつて別な子供たちの支援で提案したんですけど、教育バウチャー…教育のクーポン券、町内の事業者だけに使える教育クーポン券みたいなことを発行する用意がありますよと、ついてはそういった教育事業を行う民間企業はあるのかというようなことをお互いキャッチボールしながら…そうすることで、このままいくとそういうリカレント教育のお金はインターネットを通じて町外のネット事業者に流れていくと思います。それを教育バウチャーで町内の事業体で使えるように用意して、町内のそういう教育事業体を育成することによってシステムが出来上がれば、逆にネット配信で世界中から教育システムを売れるようになる。新しい産業育成も含めて、このリカレント教育を位置づけてはどうか、そのための施策として、教育バウチャーというのを社会人にも適用してはどうかと思います。

いきなり回答が得られるわけではないと思いますが、これについて御回答いただければと思います。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 具体的に申し上げるのは大変難しいんですけども、今お話いただいたのは内発的な教育環境を整備するということが重要ではなかろうかという視点ではないかなというふうに思います。仰るとおりであります。

そんな中で、学習効果を高めていくという…サービス管理がどこまでできるのか。また、財務、人事等のマネジメント、そういったものも含めて、地域にある組織、あるいは新たにできるかもしれない組織、そういった中との連携…やり取りというのがポイントになってくるのかなというふうに思っております。

趣旨については、全く私も賛同するところでございます。以上です。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 文科省が学習指導要領を出したときに、これまではいわゆる児童を育成するそういう方針をずっと示してきたわけでありましてけれども、これからはやっぱり社会の問題を克服できる、そして豊かな人生を歩むために自分がスキルを身に付けていく…いわゆる社会の中でのつくり手となるという、こういう指導要領が今示されているんですね。

そういう意味では、しっかりと…ある意味では幼児の時からいろいろな環境をつくっていくということが非常に大事なんじゃないか。その手段の一つが実はＩＣＴであるということで、全てＩＣＴでくれるわけではなくてですね、いろんな手段の中の一つがＩＣＴであるということ。

いずれにしても、そういう幼少の時から将来の社会のつくり手として、いろんなことを学んでいくという、こういうところがこれから教育委員会とか学校に求められてくることではないかなということで、私は感じているところであります。以上です。

○議長（木下一己君） これで、奈須議員の質問を閉じます。

ここで、11 時 5 分まで休憩いたします。

休 憩 午前 1 0 時 5 6 分

再 開 午前 1 1 時 5 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、質問番号 3 番、議席番号 2 番 宮澤清士 議員。

○2 番（宮澤清士君） それでは、トマトの育苗ハウスの整備についてということで質問させていただきます。

この件につきましては、昨年の第 1 回定例会においても同じ質問をいたしました。「町単独の整備は考えておりませんが、この点については農協とも協議を行っていく。」との答弁があったところでありますが、どのような協議を行ったのかお伺いしたいと思います。

今年度においてもフルーツトマトの作付け志向は高く、現状の育苗施設では処理できなく、12 線の施設で対応しているところでもあります。

現在の新規就農予定者においてもフルーツトマトの作付け意欲が高く、次年度においても現状の施設でのトマト育苗施設では処理しきれない状況にあります。下川町の一次産業振興のためにも施設整備は避けて通れない状況にあると思いますので、今後の対策について、町、農協、生産組織と今後の施設整備について早急な協議と対策が必要だと思いますので、町長の所見をお伺いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「トマト育苗ハウスの施設整備」について、お答えしたいと思います。

現在の育苗ハウスは、育苗レーンの増強を行い、1 回で約 18 万本の育苗が可能となっておりますが、フルーツトマトの半養液栽培の普及から定植本数の増加に伴い、育苗本数も増加傾向となっていることは承知しております。本年は移植時期の調整により、約 20 万本の育苗が計画されているところであります。

御承知のとおり、フルーツトマトは、町の青果物の中でも重要な作物であることから、今後においても生産量が拡大していくものと考えております。

現在の新規就農予定者の二組についても、研修道場において研修の一環としてフルーツトマトの育苗を開始しており、共同育苗ハウス利用組合の指導を受けながら育苗作業を進めているところであります。

これからの新規就農者は、就農時にフルーツトマトの作付けを基本として計画すると思われることから、更に生産面積も拡大していくものと考えております。

今後の育苗ハウスの拡大等の施設整備計画については、昨年の御質問でもお答えしたとおり、敷地の問題や経常的にかかる経費の問題もあり、町単独での整備は考えておりませんが、共同育苗ハウス利用組合とＪＡ北はるか下川支所との協議では、育苗ポットの小径化による１パレット当たりの育苗本数の増加試験や、同利用組合が育苗ハウスを新たに設置する案などが検討されているとの情報を得ているところであります。

以上申し上げまして、答弁いたします。御理解を賜りますようお願い申し上げます。
以上です。

○議長（木下一己君） ２番 宮澤議員。

○２番（宮澤清士君） 今町長から回答があったところですけど、育苗ポットの小径化による１パレット当たりの育苗本数の増加試験や、利用組合が育苗ハウスを新たに設置する案などが検討されているという話なんですけれども、ポットの小径化によるということなんですけど、そのようなことを初めて今聞いたんですけども、これを実証試験するのであれば、今の段階において育苗ハウスの中でそういう試験をやってなければ、どういう結果になるか分からないですよ。そういう試験もまだしていないで、こういう話し合いがあったのであれば、それを前向きに取り組む考えがあるのであれば、もう今の段階でポットの小径化の試験をやっていないといけないと思うんですけども、そのへんどうなんでしょう。

そして、去年もそうなんですけども、経費の問題云々ということはあるんですけども、これからＳＤＧｓの中にもある産業を拡充してとか…そういう話があるんですけども、やはり予算とか財政とかそういうことを前面に出してやったら、もうその時点でやらないよと言っているのと同じなんですけれども、やはりそういうことなく、１次産業をこれから足腰の強いものにしていくという上では、少々お金がかかっても町がやるので農協並びに生産者の皆さん、どうか協力してくださいという…町長の腹づもりがなかったら、これは前に進んでいかないと思うんですよ。

育苗ポットの小径化の問題と、予算の関係とかいろいろ問題申し上げましたけれども、その点について、町長の考えを聞かせてほしいと思います。

○議長（木下一己君） 農務課長。

○農務課長（市田尚之君） それでは、今の小径ポットのことを私の方から御説明させていただきます。

先ほど町長から御説明があったとおり、現在約１８万本の育苗が可能となっているところでございますが、今年度はある程度２０万本ぐらいの苗を考えているということでございます。

それで、通常の育苗につきましては、１０．５ｃｍのポリポットを対応とするところでございますが、この度、試験ということであるのは５．５ｃｍのトレー式のところで育苗を考えているということでございます。

通常の１０．５ｃｍのポリポットの育苗でありますと、約５０日ぐらいかかるということでご

ざいますが、この 5.5 cm のトレーであれば、約 30 日ぐらいで育苗ができるということなのでございます。その上、今後 3 月の中ぐらいから、この試験をしていきたいというふうなことで聞いてございます。以上です。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） 5.5 cm のトレーポットということなんですけれども、そしてそれが 30 日で…ハウスに持って行って定植が可能だということなんですけれども、今現在ここでは 20 万本とっているんですけども、実際、今育苗ハウスの中で予定しているのが 21 万本強です。

今 10.5 cm のポットを使っているんですけど、昨年も申し上げましたけども、もうぎゅうぎゅう詰めの状態で葉が横に広がらないので、結局…軟弱とはいわないけれど、徒長ぎみの苗になるんですね。それでこれを 5.5 cm のトレーポットということであれば、あくまでも間隔が 5.5 cm の状態で連結するポットがあると思うんですけども、その状態で育苗するということなんですか。

○議長（木下一己君） 農務課長。

○農務課長（市田尚之君） 私、具体的な育苗の方法は実際やってございませんので、明確な答えは出せませんが、今現在、農協の方から聞いているのは、そのような 5.5 cm の育苗でしたいと考えているということです。

ただ、これも試験的なもので、どうしても育成のムラだとか…そういうことも考えられるので、そのへんも試験の中で十分見極めて検討していきたいというふうなことを聞いてございます。以上です。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） 今ですね、滝川の育苗センターから持ってきているのがトレーで 200 穴ぐらいなんですけど、その中で大体ポットの大きさが 2 cm ぐらいかな…そのような状態なんですけども、5.5 cm となったら 3 倍ぐらいなんですけど、農協がそのようなことを言ったということなんで…それは後で農協に確認してみますけれども、そのようなことで育苗ができると思っているのであれば…生産者の部会等あったときにきちっとそういうことは伝えるべきだと思うんで、それは農協の問題なので行政には関係ないのかもしれないけれども、それでも行政にも今指導員がいるんで、その人にもそういうことは可能なのかどうか確認したんでしょうか。

○議長（木下一己君） 農務課長。

○農務課長（市田尚之君） すみません。そのへんは農協がうちの相談員に確認したかどうか、ちょっと今のところ不明です。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） 不明だということなんですけども、是非、今日終わったら農協にも確認して、普及センターにも確認してですね、そういうことが可能なのか。実際、北海道…トマトは全国的に作付けしているものでありますから、そのことが可能なものなのかどうか。もしそのようなことが可能であれば、あのような立派な施設はいらないですよ。農家の持っているハウスでやってもできるということですよね…それであれば。

やはり町が育苗施設を構えたということは、町の産業振興のために必要だということで構えたんですから、そういうことも含めて施設整備を進めて前向きに検討するという、そういう考えも是非捨てないで、こういうことがあるから施設整備はいいんだということではなく、もっと前向きに考えてほしいと思います。

このことも含めて農務課長どう思っているのでしょうか。

○議長（木下一己君） 農務課長。

○農務課長（市田尚之君） 農務課といたしましても、育苗の本数が今現状…足りないというのは理解しております。ですので、今後、利用組合と農協と連携しながら考えていきたいと思っております。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） 農務課長の言う事は分かりました。それでですね、町は予算的に非常に厳しいと、新年度予算においても去年より縮小予算なわけなんですけども、苦しいということは分かっております。ですけれど、やはり苦しい苦しいでは前に進みませんので…全ての面においてね。やはり良いものは伸ばしていかなければいけないし、可能性のないものは…よくスクラップアンドビルドなんていうこともいうんですけど…僕はスクラップアンドビルドという言葉は好きではないんですけれども、これからの農業振興において必要なものであるということを生産者の方も言っているのです、そのことを是非町も捉えて、今後前向きに進んでほしいと思います。

もし、町がどうしても単独でやれないというのであれば、農水省にこういう補助メニューがあるから、こういうかたちで農協どうなんだと、町も協力するのでやらないかというような、そのような気持ちで農協に話しかけたことはあるのでしょうか。

○議長（木下一己君） 農務課長。

○農務課長（市田尚之君） 農協とは常に…今回の育苗トマトだけではなくて、そういった新しい技術については考えていかなければならないというふうな話し合いはしております。町としても、新しい技術開発に向けて何か支援ができることがあれば、町は支援していきたいという考え方を農協とは話し合いはしているところでございます。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） いずれにしても、あの育苗ハウスの中に 21 万本強の…今現在ではないですけど最終的にそうなるわけなんですけれども、それも今現在で 20 万本ぐらい入っているわけなので…それで目一杯なんですよね。

新規就農…新たに去年来た二組が就農予定をしております。そしてまた、今年…聞くところによると新たにまた一組就農予定者がいるようです。

今後、農家が高齢化で、これからリタイアしてくる人もいるかもしれません。そのためにも…町長も所信表明の中でも言ってましたけども、新規就農者について前向きに取り組んでいくんだということで町長も述べております。そのようなことから踏まえても、今年なにも対策しないで放っておけば、来年、トマトの生産者、それからせっかく下川に来て農業をやろうと思っている人たちが路頭に迷うようなことのないように一つやってほしいと思うんですけども、今年度内において、そのへんの道筋は町として農協とも前向きに協議を進めて、その場には利用組合…その人たちも協力は惜しまないと思います。町は予算がなくてできないんだから、後は農協と生産者でやってくださいというようなことは言ってもいいんですけども、町もなんとか援助するのでとにかくこれからの農業振興のために頑張ってくれという、そういう力強い町長からの意思表示がなければ、やっぱり農協も生産者も動かないと思います。農家もいっぺんにそんな多大な投資はできませんので、やはり町の力強い支援を受けていかなければ、これからの 1 次産業…町のせいばかりにしてもこれも困るんですけども…いかなと思いますので、そのへんは生産者、団体も十分わかっておりますので、是非この問題について早急に解決をしてほしいと思います。

この点について、町長どうでしょうか。

○議長（木下一己君） 答弁要旨で入っているんだから…町長答弁で小径化ということになれば、今質問者が質問していることからみたら 20 万本どころか 40 万本まで可能になるでしょ…今やろうとしていることがうまくいけば…そういうことだよ。要するに苗が足りないんでないかと質問されて、どう対応するのかといわれているのに、もうちょっと技術的なことをきちんと答弁できないの。答弁要旨に入ってくるということは、かなり進んでいる話が入っているのではないかと自分は想定するんですけど。あくまでも試験ということ…はい。

では町長の考え方ということで答弁してください。

町長。

○町長（谷 一之君） これまで育苗施設も町として整備費に 1 億 2,500 万円、そして備品等で 3,500 万円、1 億 6,000 万円投資をしながら、そしてフルーツトマトを生産する方々の環境をしっかりと整えていこうということで進めてまいりました。

しかし、冒頭に申し上げましたように、整備する土地に余裕がないということもございますし、また財源的な問題があるということで、町が主導で今後やっていくというのは非常にハードルの高いものがあるのではないかと。

基本的に今後の産業振興の中で、事業の受益を受ける方々、あるいはまた事業主体となる方…こういう方々の民間活力、それから民間主導の事業を町としては補助をしたり、あるいは補完をしたり、こういう考え方を基本として事業振興をこれからいろいろ進めてまいりたいと、このように考えているところであります。

フルーツトマトの…今不足している分については十分認識をしておりますし、経済団体の北はるかの方の責任者の方にもそのへんを伝えてございますし、何回かそういう話もさせていただいたところでございまして、今後そのへんをしっかりとまた推移を見守りながらですね、協力関係をしっかりとつくってまいりたいなということで考えておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） 土地に余裕がないというのは、周辺の土地に余裕がないからということなのでしょうけれども、狭いながらも工夫すれば余裕ができてくるかもしれません。

それと、今町長、民間活力と言ったんですけれども、仮に生産者が…町がそこまでいうのであれば、我々が法人格なり…組織してやるんで…当然民間がやるんですから、民間住宅とか同じ考えなんだろうけれども…そういうかたちでやると言えば、限りなくといったら語弊があるんですけれども…それには力を貸してくれるということなんだろうかと。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これは制度の中でもございまして、限られた財源の中で上限は設定されてくるとは思いますけれども、町としてできるだけことはしていくことが必要ではないかと考えてます。それが町が今後協力関係をつくっていく上では非常にポイントになってくるのではないかと考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） 今、農業情勢も皆さんテレビ報道で御存知のとおり、T P P だとか E P A だとか…そういうことで非常に揺れ動いております。そのような中で、下川町は酪農が 7 割ぐらいを占めておりまして、その残りが耕種農家…僅かな水田と麦と、後は平成に入ってから拡大してきた青果が主力となって現状あるわけなんですけれども、やはり国も今ああいう状態なんで、なかなかどっちに向いていくか先が分からないんですけれども、下川町の農業者の矛先は、取りあえずこの地で頑張っていこうということで皆さんそれぞれ意識は統一されていると思います。

これから時代を担う若い人、20 代、30 代、40 代…結構若い人がいるんですけれども、それと新規就農者が、下川町に魅力を感じて、下川にこれからも住み続けてくれるというようない力強い農業施策を…所信表明でも述べておりますけれども、是非それを更に見えるかたちで実践していったらいいと思います。

それから、しつこいようなんですけれども、施設整備についても、民間活力とか民間がやるか

らということではなく、やはり町自らのろしを上げてほしいものだと思います。

それから、今の施設の在り方について、費用が先行して云々ということなんですけども、もし費用がかかって持ち出しが多いというのであれば、そのへん多少の分は利用者也理解をしておりますので、少しでも差額を埋める…全額を埋めてくれというのは無理だと思います。多少なりとも差額を埋める、そういう協力要請というのは生産組織にしたんでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 私がいつも言っているのは、町と住民の方と、それから産業を担う方々、このへんが協働でまちづくりをしていかなければならないと思っています。

それにはやはり分かち合うということが非常に大事であります。今フルーツトマトの育苗のところにおいても、毎年約 600 万円近くの…町の負担がかかっております。今、宮澤議員が仰ったように、分かち合う部分では受益を受ける農業生産者の方々も一定程度の負担をしていかなければならないということがあるのではないかと考えております。そういうことを進めていかなければ納税者の理解も得られてこないということがあるのではないかと思います。

是非そういうところも、生産者の方々、あるいは生産組織の方々というのをしっかり認識をしていただきながら、やはり分かち合うことをしっかり前提にしながら協力関係、そして連携を図っていくことができるようお願いをできればと思ってございますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） 今町長からお答えがあったところなんですけども、今まで私が聞いている限りでは、育苗施設の運営が…経費が先行して、費用より収入が少ないので大変なので、それと町の財政も大変なので、そういうことからして施設の整備は無理なんだというように…農家の人はそういうふうに判断しているんですよ。やっぱり金がないから…施設に経費がかかりすぎて見返り分が…戻ってくる部分が少ないので、そういうこともあるんで町は渋っているんだろうなという、そういう農家の人の考えもありますので、そういう人の考えを払拭するような町の力強い施策がこれからも必要だと思います。

それから先ほどの…今 10.5 でやっているのを 5.5 といったら約半分になるんですけども、それで今 20 万本ですか…入っているんですよ。それが単純にこの場合、倍になるんです。そうしたらあの施設で全然問題ないということにもなるんですけども、果たしてその技術が本当に大丈夫なのかと、そういう立証を…答弁要旨にも書いてあるんですけども…それは本当に可能なのかどうか、そのへんをやっぱり早く…専門機関にあれば分かるでしょうし、また、実証したところがあるのかどうなのか、そういう調査を 1 日も早くして、そしてそれを…農協が言ったということなんだから…農協の担当者がどこでどういうふうに言ったか分からないんですけど、それを鵜呑みにすることなく、行政としてもそのへんはしっかり今後も対応していったほしいと思います。

そのへん早急に対応してもらえますか。

○議長（木下一己君） 農務課長。

○農務課長（市田尚之君） そのへんは農協と確認いたします。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） この件については、非常にお金もかかることですし、今日、明日やれといってもできないと思います。来年の生産に間に合うように、そのへんしっかりと納得のいくかたちで生産者に明示してほしいと思います。是非、力強い対応をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

国民健康保険制度改正による今後の対応についてということなんですけれども、国民健康保険は、これまで市町村が運営してきましたが、平成 30 年 4 月より財政安定化と市町村間の保険料格差是正などを目的に、運営主体が北海道に移管されます。見直しに至った経過などについて町民に幅広く知ってもらうことが必要と思い、次の点について町長の所見を伺いたいと思います。

まず 1 つ目として、改正に当たって、町民に対してどのように周知してきたのか。また今後の対応はということです。

2 つ目に、北海道が国民保険運営に加わることで保険料は安くなるのか。また事務の効率化が図られるのかということです。

3 つ目に、今後、下川町の国民健康保険加入者はどのように推移していくのかということとあります。よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「国民健康保険制度改正に係る今後の対応」について、お答えさせていただきます。

これまで、国民健康保険制度は、市町村単位で運営していますが、小規模市町村では、加入者の年齢が高く、医療費水準が高いなどの課題を抱えている状況にあります。

このような状況を改善し、財政運営の安定化を図るため、平成 27 年 5 月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。

今後は、北海道が財政運営の責任主体となり、効率的な事業運営等の中心的な役割を担うこととなり、市町村は引き続き、資格管理や保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業を実施してまいりたいと思います。

1 点目の、町民に対しての周知と今後の対応につきましては、広報 3 月号に制度改正の概要を掲載したところですが、今後も公区回覧やホームページ等で周知してまいります。

2 点目の、保険料と事務の効率化につきましては、制度改正後は、国保事業費納付金の仕組みが導入され、道内で必要となる保険給付に必要な費用を道内の市町村で負担することとなります。

各市町村の被保険者数、所得水準や医療費水準を基に、各市町村の負担額が決定し、市町村は、被保険者から徴収した保険料等を財源として、北海道に納付することとされております。

平成 30 年度において、本町における北海道への納付金額は 1 億 1,719 万円を予定しており、平成 30 年度は保険税率の改定は行わず、保険税、都道府県補助金、一般会計繰入金を財源として、納付金額に係る予算を計上しております。

しかし、納付金額は毎年度見直しされることから、平成 31 年度以降の保険税率については、今後の制度等の運用内容や医療費等の推移により検討してまいります。

事務の効率化については、新標準システムの導入により、月報や各種統計の事務が軽減されるものと期待しております。

3 点目の、今後の国民健康保険加入者の推移につきましては、平成 29 年 3 月末の加入者数は 951 人、世帯数は 562 世帯、平成 30 年 2 月末の加入者数は 931 人、世帯数 557 世帯と減少しており、今後も減少することが予想されるようです。

国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤でありますので、安定的な財政運営、保険医療の確保に努めてまいります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） 今町長から回答がありましたけれども、町民に対してホームページで周知をしまいるということなんですけども、ホームページをただ見ても分からないんですよ…口で説明してもらわないと。説明会を開いたからといって全員集まるとは限りません。限られた人かもしれませんけども、やっぱり何回か集まってもらって…ホームページで周知するのも結構です。だけどもっと分かりやすく…担当者が出向いて説明して、わかりやすくしてほしいと思います。

それと一番懸念されているのが、加入者の推移もいってございましたけれども、団塊の世代が後期高齢者になるのが 2025 年度でしたか…その時には全部その方が国保から抜けて、全部後期高齢者制度に移るんですよ。

それと、これから定年が…公務員の方々も働き手が少なくなってきたので延長になると思います。そして、公務員だけではなく一般の企業もそういうふうになってくるかもしれません。

そうなれば、そこで後期高齢者に移動して行って…既存の国保加入者が移行していくのと、それから社会保険から結局国民健康保険に移行する時期が遅れて、まだまだこの数字…限りなくこれよりも下回るのではないかなと、そのように思っているんです。

それとですね、情報でも出ているんですけども、このことによって 30 年度、31 年度ぐらいは保険料は変わらないのかもしれないけど、その後どんどん上がってくるんだろうという…それは新聞報道でもなされているわけなんですけども、そういうことが言われてい

ます。

ただ今年度だけでなく、3年後、4年後、5年後において、保険料がどうなるのかという、そういう試算はしたのでしょうか。それと、これからの周知報告について、お願いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） この度の国民健康保険の制度改正につきましては、町民に対しては、先ほど町長が申したように広報3月号でさせていただいているところでございます。今後においても、早ければ3月15日に回覧等を利用してですね、町民に周知を図ってまいりたいと思います。

町民については、特段窓口の業務としては変わることないことはもちろんのこと、保険証が4月からいきなり変わるのではなくて、このまま7月まで使えて、8月に更新されるときにまた改めて周知のお手紙を入れるということで、その時には保険証の下川町の名称が北海道に変わるというようなかたちもそれぞれ周知してまいりたいと思っております。

また、保険税の関係については、30年度においては納付金額の払えるめどが立っており、保険税の引き上げ等は考えていないということも含めて周知してまいりたいと思います。

ここ2、3年後の保険税の推計とかそういうものについては、答弁のとおり北海道の納付金については過去それぞれの市町村の医療費の実績に基づいて試算されるものでありまして、推計できるものではないということです。ただ、保険者努力としてできることは、国民健康保険の特定健診の率の向上だとか、そういうものも含めて向上することにより、医療費の抑制を図って、その納付金を払うための財源として改めて保険者努力の交付金があたるということもありますので、そういう努力をして保険税をなるべく見直さないようなかたちでいけることが望ましいと私どもは考えているところでございます。簡単ではございますけれども答弁とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 2番 宮澤議員。

○2番（宮澤清士君） これは始まったばかりなので、すぐ何年後にどうだとか…そういうことを言っても非常に難しいと思います。

周知方法なんですけれどね、具体的に広報頼みでなく…どこかに1回集まってもらって、そういうところで説明会を開くとか、そういうことは考えてないのでしょうか。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） お答えします。今のところは町民に対しての直接の説明会は考えてございません。今後においても逐次公区回覧や広報等でお知らせして御理解をいただこうかなと思っています。

もちろん窓口に出向いていただける資格取得の際の場合については、町民の方に懇切丁寧に説明してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） 是非ですね、分かりやすく…告知端末もありますし、広報はひと月に1回なので、そうでなくもっとこまめに情報は伝えていってほしいと思います。

国民健康保険だけの絡みですからね…全員じゃないですよ、ここに書いてあるとおり…五百何十世帯ですよ、そういうことでほとんど全員みたいなものか…そうなんでね、広報頼みでなく…やっぱり分かりやすく掲載して、周知徹底を図ってもらいたいと思います。上がってから…なんだこんなことだったのかと言われないように、やはりバラ色の説明ばかりでなく、厳しいような内容も示していかなければ、バラ色会計でないんですけどね…保険料は上がる心配はありませんとかそういうことだけではなくて、いろんな不安要素も兼ね備えて周知していかなければ、いざそうなったときに批判的になりますので、入口でそういうことは防いでいってほしいと思います。

それから、4 月から始まるというのに、3 月の広報で初めてというのもちょっとどうかと思います。道の方からもっと早くに下川町はこうなりますよという通知がきていますですよ。その時点でやっぱり町民に周知しておくべきでなかったかなと思いますけれども、そのへんどうでしょうか。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） この法律につきましては、平成 27 年 5 月には公布されていたものの、様々な細かい情報につきましては 29 年度に入って出てきております。

特に納付金額につきましては、1 月明けてからの話なものですから、制度的なものも本来に 29 年度の後半…年明けてからどんどんどんどん決まってきたような状況でございます。そういうこともありまして、なかなか町民に周知ができなかったということでございます。本来であればもっと情報を収集して、なるべく早く町民に広報すべきことだったかもしれませんが、私どもの情報収集力の弱さから大変申し訳なかったと思っております。

今後におきましては、そのようなことがないように、あらゆる情報収集を強力にしていまして、この北海道の納付金額や国保税の関係、国保制度の関係については、その都度分かった段階で町民に広報してまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 2 番 宮澤議員。

○2 番（宮澤清士君） 課長の説明がありましたけれども、それについては一応理解はします。是非ですね、こういうことになってどうだったんだということを言われないようにですね、早め早めに対策を打ってほしいと思います。

聞くとところによると、4 割の市町村が一般会計からの繰り入れがなければ保険料は上がるんだという…そういうことも伝えられておりますので、是非そういうことのないように…その前に財政の安定化が第一なんだろうけれどもよろしく願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（木下一己君） これで、宮澤議員の質問を閉じます。

ここで、13 時 15 分まで休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 50 分

再 開 午後 1 時 15 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、質問番号 4 番、議席番号 7 番 春日隆司 議員。

○7 番（春日隆司君） それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

町長の政治姿勢・手法について、日経ビジネス「敗軍の将、兵を語る」での森林バイオマス計画頓挫説明等からお尋ねをいたします。先立ちまして、どういう発言をされているかというところも踏まえながら質問させていただきます。

1 月 15 日、日経ビジネス、購読者が約 27 万人、ビジネス関係又は関係省庁、それから多くの方が読まれている。

その中で町長が、企業さんとのバイオマス計画頓挫説明を、町議会の反対によって計画が否決された。順を追って説明しますと。完成すれば、いずれこの町の公共施設や一般家庭の給湯や暖房を 100%バイオマスで賄えるはずだったと。下川町全体で必要とする熱を生み出すには年間 15,000 m³の木材が不可欠。委員会委員長…これ私でございます…突然反対に回りました。こんな方法が認められていいものか。反対に回ったのは、地元でガソリンスタンドなど地元エネルギー関連の事業者の意向を受けてのことでしょう。熱電計画はあきらめていない。この新施設から連携して熱の供給を受けるという選択肢…検討していくという内容でございます。

一方で、12 月 21 日、総合計画審議会、筒渕会長から町長へ、バイオマス事業について白紙に至った経緯について、町民に丁寧な説明をお願いしたいということが答申として出されております。そういう趣旨でございます。

町民説明がなされない中で、日経ビジネスへの町長の…いわゆる説明、論文とでもいえるのでしょうか…意思表示は、どのような意図か。またその影響をどのように認識しているのかというのが一つでございます。

2 点目でございます。バイオマスの熱電について、先ほどありました…自身の展望又は新たな認識を示されています。

エネルギー自給と安定的なエネルギー確保を、いつまで、どこまで、どのようにしようとされているのか。

また、議会、議員の基本的権限をどう理解されているのかの 3 点でございます。よろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「町長の政治姿勢・手法」について、お答えしたいと思います。

1 点目の、町民説明がされない中で、この説明の意図は、その影響をどう認識しているかにつきまして、昨年の第7回下川町議会臨時会で「三井物産株式会社との熱電併給事業計画は白紙に戻す。」と報告しており、また、11月7日、13日、14日、16日と公区町民懇談会におきまして経過報告を行っているところであります。記事に関しては、取材に応じたもので特別な意図等はありません。

2 点目の、エネルギー自給と安定的なエネルギー確保をいつまで、どこまで、どのようにしようとしているのかにつきましては、本町にとって、森林バイオマスを中心とした再生可能エネルギーの導入は、重要な施策と認識しております。そうしたことから、昨年の第4回下川町議会定例会で、市街地地域熱供給システム面的拡大可能性調査に係る補正予算を議決いただいたところであります。

今後、国際的な目標である低炭素社会の構築や持続可能な開発の実現に寄与する町として、総合計画やSDGs未来都市計画の策定を検討していく中で、将来のエネルギー自給と安定的なエネルギー確保について示してまいりたいと存じます。

3 点目の、議会、議員の基本的権限をどう理解しているかにつきまして、行財政全般の事務処理の権能を持つ意思決定機関であると認識しております。

このことは、議会の地位は重要であること、住民の福祉を考え住民の立場に立った判断をするものとして議会と町が互いに独立した対等の立場であること、議会の使命として政策の意志決定をするとともに、執行機関に対して住民の立場に立って正しい批判と監視をするものと認識しております。

議会を構成する議員各位は、住民全体の代表者であり、住民各位の悩みや声をくみ取りながら地域社会の活力ある発展を目指していく点においては、町長の職責にある者と同じ方向に向いていると考えております。

今後におきましても、様々な地域課題を着実に解決し、町民が幸せを実感できる「幸せ日本一のまち」を創るため、町政を執行してまいる決意であります。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 特別な意図はないという御答弁をいただきました。それに基づいて質問をさせていただきます。

まず1点目、先ほどお話したとおり、日経ビジネスというのは会社の経営者、また幅広い方が購読されております。そんな中で、私は、企業さんに十分配慮をしていただきたかったというのが第1点でございます。

それからもう一つ、庁舎内で…町長の基本的な考え方を雑誌といいつつ示しているわけ

ですから…皆さんで共有をしていただきたかったというのが一つでございます。

それから、これは質問でございます。下川町は、先ほどの議員の質問にもありましてしており、企業さんとの連携を密にして進めていくという中で、このメッセージは、下川町が今後企業さんと連携していくに当たって、どのように受け止められたのかなということを感じるときに、そのへんの御配慮が本当にあったのかというところを、特別な意図がないということでございますけども、しかるべき責任のある方が、やっぱりそのへんは配慮されて、今後連携をしていく企業さんにもしっかりしたメッセージを送るというのが下川町の基本的な姿勢であるというふうに思いますが、最後の1点目、企業連携についての影響…質問しておりますが、そのへんはどう認識されておりますでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 日経ビジネス社だけではなくて、報道関係はいろんなところが来られまして、6月、7月からの経過ですね…このへんの取材があったり、問い合わせがございました。これは大体均一に…公平に事実を報道させていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、5月、6月、7月の中でいろいろと議会から指摘されたところ、先ほど日経ビジネスの掲載の中にもあったようでありますけれども、その一つに、地域の事業者の方々に影響を及ぼす…これも議会の中から問われたことでございまして、その一つをおそらくこの雑誌社は記載したものと思います。いずれにいたしましても、取材でございますので、向こうの主観が非常に書かれているのではないかと考えております。

日経ビジネスについては、春日議員は特に御承知だと思いますけれども、日経BP社という…下川町が非常に環境モデル都市のときからお世話になっている企業でございまして、そういうところの取材でございました。だからといって特別扱いしたわけではなくてですね、これまでの経緯、経過をしっかりと報告させていただきましたし、また、先ほど答弁させていただきましたけども、11月7日からの町民の皆さんとの懇談会…ここでは8つのテーマをお示しさせていただきまして、そして8番目の最後に、このバイオマスの取組についての経過を町民の皆様に説明させていただいたところであります。町民の皆さんの出席数は64名でございますので、決して多い数ではございませんけれども、一定程度…これも六つの会場で…差別することなくですね、同じことを報告させていただきました。

いずれにいたしましても、この記事が…これは私が投稿して記載されたというものはまたちょっと違いますので、受け止めた20数万人の方がどういう具合に感じたかというのは、一人一人確認したわけではございません。

いずれにいたしましても、下川町が取り組んでいるこのエネルギー政策については、いろんな課題を抱えながら一つ一つ課題解決をして進めていくということは、ひょっとしたら理解していただいたのかもしれない。

いずれにいたしましても、答弁としては、第三者のことでありまして、なかなか私の方からこうだあだということとはできませんし、言論の自由という報道機関の権限も持っておりますので、私としては意図があってやったわけではなく、取材を受けてお答えをしたというところでありますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 町長の考え方は理解いたしました。これの文責はそうしますと日経 B P ということによろしいという解釈でしょうか…責任に関しては日経ビジネスということで。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 責任というか、先ほども言いましたけれど言論の自由ですから、主観で書いているところがあるでしょうから、書いてくれるのであれば全てを書いてくれれば一番良いわけですよ…報告書的に。でもやっぱりかいつまんで書いてますので、それは向こうの誌面の都合もあると思います。それについては、私が責任がどうのこうのという立場ではないんじゃないかと思っています。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） この記載の一切の責任といいますか…それは日経 B P にあるという理解で質問を続けさせていただきます。

通常、重要なことについては…もちろん言論の自由ですから、町長がこの原稿を確認したということはございませんか…事前にですよ。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） この原稿は確認しておりません。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 分かりました。日経ビジネスが町長の取材に応じて…日経ビジネスが言論の自由でこれを表現したということで理解を今…町長の答弁からしますと受けました。このへんはちょっといろいろ確認が私の方でも必要かなというふうに思っております。

次に、バイオマスでございます。バイオマスについて、まず基本的な認識をですね…ちょっと違うところを御指摘させていただきたいと思います。

町長は就任当時ですね、平成 27 年 10 月、これまた対談の中なんですけど、バイオマスのエネルギー政策を打ち出せないかと町内に研究会が立ち上がったのが平成 11 年です。私も参加し発足した産業クラスター研究会、そこで様々な提案をして研究を進める中で、五味温泉にバイオマスボイラーを導入したという発言をされております。対談ですから、リップサービスということもあろうかと思いますが、基本的な認識…これは後世にもつながることだと思います。

バイオマスについては、クラスター研究会のしかるべき人にも確認しました。私もクラ

スターの事務局の一人として携わらせていただきました。こういう事実は全くございません。これが私が今お話する基本です。

バイオマスについては、これは正確でないんですけども…12年前後、前町長が林野庁のバイオマスの委員になって、そして平成13年、新エネルギービジョンを策定し、何が可能性があるのかと。そして14年、15年、その可能性を更に深めた調査をして、16年、バイオマスへ。いわゆる行政が主体となって進めたのが下川町のバイオマスの発端でございます。産業クラスターの中では、森林資源の利活用の中で、バイオマスの利活用は一つあるねという議論はされておりましたけども、繰り返しになりますが、町長が対談で言ったのは…そういう事実は全くございません。

その中で、これは町長の基本的なところに応じて、日経BPがそれで書き込んだということなんですが、町長は新たな見解を取材で示されております。答弁では、いろんな計画の中でエネルギー自給を考えようということなんですが、それは考えることなんですが、SDGsの基本的な…ヒアリングの中でもおそらくこれ出てくる話だと思います。

町長はどう考えるんですかと…検討会でいろいろ策定するというんですが、エネルギーの自給について下川うたってきました。それは町民の意見を聞いて、計画の中に盛り込めるということでしょうが…町長は下川町のエネルギー自給というものを…町長はどう考えているかをお尋ねさせていただきます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 前段クラスターのお話がありましたけれども、当時、春日議員が出向してクラスターに席を置いておりました。その時、春日議員から依頼を受けまして、事業評価の委員としていろいろとアドバイスしてほしいという…こういうことが求められた経過がございます。

その時に、クラスターが取り組んでいるいろんな事業について、どのぐらいの熟度が進んでいるかと、こういうようなところをやった覚えがございます。そういう意味では、産業クラスターに深く関わらせていただいて、そして取り組んだ経過があるんじゃないかと思っております。

それと、このエネルギー政策でありますけれども、特に本町にとりましては、世界が進めているエネルギー事情やエネルギー政策、そしてまた日本が置かれているこのエネルギーの事情等、こういうところをしっかりと鑑みるとともに、下川町が林業、林産業という大きな産業を柱として進めている、こういう資源活用をしっかりと進めていながら、このエネルギー政策というのを確立していきたいと、このように考えております。

その大きな目標としては、当然、自給率100%を目標としているところでありますし、また、地域内での最終的には企業自立というのも求めているかなければならないんじゃないかなと思ってます。

ただ、それには…これは奈須議員の質問にも絡んでまいりますけれども、乏しいといわれている経営資源…こういうところを、ある意味では町外の事業者や指導者や研究者…こういうところに少し協力をいただきながら、そして最終的には地域内の企業が自立していくという、こういう目標をしっかりとつくっていければいいなと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 深い話は…認識の違いですからお話をしませんが、1 年間だけ当時…組織とは別の評価を御依頼したことは確かにございます…1 回ですね。後はどう理解されるかというのはあれでございます。

町長は他意はないということだと思いますが、これに関連して、先ほど日経ビジネスが…町長が取材にあったものを記事にしたということなのですが、これは分からない話ではないです。例えば執行方針にも書かれておりました、町長の公約の 90%が実現したと…素晴らしい…90%も達成して、残り 10%であると。でも説明を受けますと、継続が 7 割強で、新規が 5 割強ということで、その分母と分子が大きくなると非常に達成率が増えていくと。

執行者としてイメージを膨らませていこうと…プロパガンダ…政治の宣伝行為、まずは敵が悪い存在であることを強調すると、自分を正当化すると、誘導する行為が正しいと感じさせると、こういうこともあるわけでございますけども、やはり事実を…先ほどありましたとおり、町民の方も広く問題を認識されて、答申の中でもメリット、デメリットを示して、特にデメリットについてはオープンな情報提供をお願いしますということで、正確な情報を伝えて議論をしながら進めていくというのが、下川町の次の時代にきているんだと思います。

それから、今回の日経ビジネスの記事でございますけども、日経ビジネスについては発刊してから相当経っているんですが、40 年間ぐらいこの敗軍の将、兵を語るで法則を導き出しているそうでございます。

その中で、40 年間を通して法則…失敗する法則が…その五つ、ちょっと御紹介させていただきたいと思いますが、慢心…いわゆる驕りですね…驕りとその心が現れていた。もう一つは隠蔽…事の真相を故意に隠すということですかね。それから暴走…ゆっくり時間をかけてやらなきゃいけないんだけども拙速。それから執着…一つのことに心を捕われると。それから忘却…大切なことを忘れ去ってしまうと。

今回のバイオマスの件について、それが当てはまるかどうかは別としまして、40 年間いろんな経営者の失敗の中から導き出された法則はその五つになるそうでございます。

一つ目の質問はそういうことで、これらについては言論の自由で、日経ビジネスが全部文責を担っているということで理解しましたので閉じさせていただきたいと思います。

それから、2 点目でございます。「持続可能なしもかわ」の近未来について。

「持続可能なしもかわ」の近未来についてお尋ねいたします。

一つ目でございます。持続可能な産業構造・形態を構築するため、今、何をなすべきか、どのように考えているのかをお尋ねいたします。

二つ目、持続可能のための財政が硬直化する中で、後年度に影響を及ぼす状況になった原因と、町職員…有期の…期限がある労働契約者の雇い止めをどのように考えているのか。

三つ目、人口政策の成果と課題について、どのように考えておられるのか。

以上、3 点を御質問させていただきます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） それでは、「「持続可能なしもかわ」の近未来」について、お答えをしたいと思います。少し長くなりますけども御了承いただきたいと思います。

1 点目の、持続可能な産業構造・形態を構築するため、今、何をなすべきか、どのように考えているのかについてであります。さきの町政執行方針においても述べましたとおり、本町は地域資源を活用した産業づくりとして、農業振興対策、林業・林産業施策、野生鳥獣被害の防止、商工業の振興対策、観光の振興、地域資源の活用と新産業の創造、そして雇用・労働対策を重点的に推進する考えであります。

具体的な打ち手については、各産業における現状と喫緊の課題を十分に踏まえる必要があることから、各種審議会における議論に加え、平成 27 年度に各産業団体の代表者で構成する下川町産業連携会議を立ち上げ、地域経済の状況や課題、今後の方向性などについて共有、議論をしてきたところであります。

特に産業連携会議では、現在の地域産業共通の大きな課題として、事業主や従業員の高齢化、人手不足が挙げられ、人材の確保、育成が早急の課題であると認識し、各分野において各種施策を講じているところであります。

今後につきましても、各産業の皆様の御意見を十分に伺いながら、持続可能な産業づくりを進めてまいります。

2 点目の、持続可能のための財政が硬直化するなかで、後年度に影響を及ぼす状況になった原因と町職員の雇止めをどのように考えているのかについてであります。財政の硬直化の大きな要因については、本町の歳入の約半分を占める地方交付税の減額であります。

地方交付税については、毎年行われる制度改正や平成 27 年国勢調査に伴う人口数値の置き換えなどにより、平成 24 年度の 31 億 6,403 万円をピークに減少が続いており、今年度の交付見込みは約 25 億 8,000 万円と、この 6 年間で約 5 億 8,400 万円、18.5%の減少となっております。その傾向は今後も続くことが予想されます。

また、地方交付税の減少による歳入不足を補うため、基金の繰入が増えており、基金残高が平成 24 年度から減少しているところであります。

一方、歳出につきましては、産業の振興、福祉・医療、子育て支援の充実など、環境未来都市など各種認定計画の具現化、地方創生の推進など、これまでの施策の継続と地域課題の解決に向けた施策の推進などにより、一般財源を要する事務事業が増加しているところであります。

町債については、平成 25 年度から借入額が償還額を上回る状況となっており、その影響もあって、平成 27 年度から元利償還金が増加に転じております。

また、最低賃金の改定や人事院勧告により、臨時・嘱託職員を含む人件費単価の上昇、職員の新規採用などにより人件費も増えており、さらに施設の老朽化に伴う大規模修繕及び賃金単価上昇による指定管理料を含む施設の維持管理費の増加、病院や福祉施設への収支不足に対する対応なども要因であると考えております。

本町の財政状況については、大変厳しい状況であると認識しており、早急な対応が必要ことから、町民の生活や地域経済などへの影響にも配慮しつつ、行財政改革を推進することが重要と考え、今年度策定いたしました第 8 次行政改革大綱を着実に実行するため、行政改革推進本部会議の内部組織として、財政健全化推進プロジェクトを立ち上げて検討

を進めており、町民、関係団体、議員各位の御理解を得ながら取組を進めてまいりたいと存じます。

次に、町職員…有期労働契約者の雇止めにつきましては、多様化する行政事務を遂行するため職員の適正配置を考慮し、ここ数年、職員採用を進めてまいりました。

その結果、ある程度の職員の確保ができましたことから、臨時職員については今後も削減していく考えでおります。

しかしながら、町では、町立下川病院や福祉施設などにおいて、臨時職員が充足されない状況にあり、引き続き募集を継続している状況にありますので、御理解を賜りたいと思います。

3 点目の、人口政策の成果と課題について、どのように考えているかにつきましては、近年は人口減少が緩やかとなり、経済情勢等の影響を受ける社会動態では転入超過となる年もあります。

平成 29 年の 1 月から 12 月では、自然動態で 44 人減、社会動態では 28 人増と、全体では 16 人減少しておりますが、社会動態におきましては転入超過となっているところであります。

こうした傾向は、我が国全体が人口減少の局面を迎え、人口が東京圏に一極集中し、地方は大幅に減少すると予測される中、本町はこれまで様々な施策を続けてきたことにより、人口減少に歯止めをかけ、転入超過になっていることは、施策の一定の成果であると考えております。

一方、将来人口推計では、特段の政策を打たない場合、現在の人口約 3,400 人から、2030 年では約 2,500 人、2040 年では約 2,000 人と予測されており、既に課題となっている事業者や従業員不足、高齢化による生活困難な方や空き家・空き地の増加、地域自治力の低下など様々な課題が想定されるところであります。

こうしたことから、町民の暮らしを支えていくきめ細かな施策を進め、防災、福祉、医療の充実、移住・定住施策を継続するとともに、各種施策を展開し、ひと・しごと・経済の好循環を図っていく所存でございます。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 持続可能な下川の近未来についてということでございますが、私、いろんな SDG s の取組を先人の取組から基盤となって進めているところでございますが、これは私なりに理解をしているものでございます。SDG s と申しますのは、国連…人間が持続的な営みをしていくためにはどうするかという視点だと思います。

私はその中で一つ、下川の場合ですね、SDG s の開発目標の中に更に…同じようなことなんですけども、下川町の自然環境…経緯、経過を踏まえると、大地、緑、農地、やっぱり土地が…資源があって、そこに産業の基盤があって、そこに住む条件が整って成り立っていくというのが基本だと思います。

人というのはもちろんですが、下川町の場合、持続可能な森林づくり含めて、私なりに理解をしているのは、やはり人間もそうですけども農産物、それから森林、茂み、全部…

命に光を当てるとのことだと思っております。もちろん命というのは人ばかりでなくて土だとか、生物、生態系含めてですね、そういうものが持続可能でなければいけないと、私はこういう視点も下川のSDGsの一つとして、下川町だから提案できる、提言できるものだというふうに考えております。そんな命が輝く地域づくりというのが必要なんだと思います。

そこで、産業の基盤となる持続可能な産業の構造、それから形態…これ私、27年6月の一般質問でさせていただきました。やっぱり農業、林業というのが基盤でございまして、町長のお考えをお伺いしたときに、まだ明確な考えがないという話だったと思います。

そして時経つこと3年、今回、産業界の意見を聞いて産業づくりを進めていきたいという答弁をいただきました。それは理解をいたしますが、町長として…これまで3年間やって…下川町における、先ほど言った基盤となる農業と林業と林産業ですね、そういう産業が持続するために、どういうふうに農業、林業、林産業を進めていくのかと。その構造だとか形態、そういうところをどう町長がお考えになっているのかというところを、これまでの3年間踏まえて、どういうふうなことをお考えになっているのかと、どうすべきなのかというところのお考えをお聞かせください。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） これも午前中の一般質問で答弁させていただきましたけども、今、春日議員が仰るとおり、自然資源を中心とした地域資源というのは非常に豊富にあると認識しているところであります。

これに基づいて、当然、暮らしと生業というのが地域の中で活性化していかなければならないわけでありまして、それには仕組みづくりが一番大事になってくるだろうと。

そして仕組みをつくっていく人材が求められてくるだろうということで考えております。

産業連携会議の中でも、事業者のそれぞれ団体の方々といういろいろな意見交換をさせていただきますと、やはり人材不足…雇用に当たっての人手不足という話が一番最初に持ち上がってまいります。こういうところを行政として…町としてどういう具合に補完してやることができるか、こういうところが非常に大事であり、さらには外側のいろんな研究者や企業の意見を聞きながら、町内での仕組みづくり、そして連携づくり、こういうところをしっかりと図っていく。それによって地域内の雇用の確保や、あるいはまた働き手の人達の所得の確保、こういうところが進められ、地域経済が潤ってくるのではないかと、このように考えている次第であります。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 私の質問の仕方がちょっと…意が伝わらなかったようでございます。それはそれで理解をいたします。

私が考える下川町の産業、農業、林業、今生産活動がしっかり行われていると思いますが、やはりそういうところが基盤になるんだと思います。もちろん効率性、収益性を向上するということが…まずはそれをしっかり基盤として支えと。そしてその中であって、

それらに関係する域内の…小さな関連する産業をしっかりと、多種多様な…小規模で…そういうものを基盤となるものの中にしっかりとつくっていくということだと思っております。

それに対して、しっかりと財源を確保し、明確に町民の方に希望と期待を持っていただくために、しっかりと考え方を明示すると、これが私はやっぱり必要ではないのかなというふうに思います。そして、なかなか厳しい状況の中で、域内で乗数効果を高める。外から農業、林業、林産業…地域の資源を使ってお金が地域の中に入ってきている、それを上手く循環する、それと乗数効果をしっかりと高める。これが下川の循環型であり、内発型発展の基本であると思ひますし、それをしっかりと捉えるべきだと私は思っております。

次に財政でございます。財政の硬直化ということで質問をさせていただいたんですが、財政の硬直化という…その要因はということで、財政が硬直化しているというふうに理解しちゃうんですが、町長から、財政が厳しい中でも大丈夫ですと、下川の財政は大丈夫ですと、そして先ほどあった…しっかりと営みができるように、いろんな政策を展開できるように…というメッセージを発することができないのか、そういうところを考えているんですが、そのへんはいかがでしょうか。非常に厳しいということの認識の度合いと今後の展望でございます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 現状は厳しいという話を様々な場面でお伝えさせていただいているところでありますが、いずれにしても厳しいだけでは持続可能なまちづくりというのはすることができませんので、その打開策をいろいろと見い出していかなければならないと思っております。

その一つに、行財政改革の中での財政改革のプロジェクトチームをつくりまして、そしてあらゆる角度から提案をし、そして検証をしながら実行に移してまいりたいと、このように考えています。

いずれにいたしましても、厳しい厳しいだけでは解決してまいりませんので、その厳しさの中でどういうことが…明かりを見い出すことができるかと、そのへんはしっかりと住民の皆さんにも示しながら進めてまいりたいと思ひますので御理解いただければと思ひます。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7番（春日隆司君） 先ほどの質問にもつながるんですけども、言葉でいうならば…昔は入りを量って出づるを制するという…どのぐらいのお金が入ってきて出費を抑えるかというのが財政の基本だったと思うんですね。でもいろんな社会保障とか福祉の問題で、出るのがどんどんどんどんかかるんで、やっぱり基本的なところをやるためには入りを量らなければいけないと。

そんな中で、今の制度を使って、ふるさと納税とか、ふるさとの企業版だとかですね、そういう外からお金を…入りを量ることが重要であるというふうに申し上げて、町長も御理解をいただいて、これは取り組んでいかなければいけないと。非常に…言葉でい

うと耳当たりの良い言葉をいただきました。がしかし、いざ3年間見てみると、納税額は前年より落ちたりして、なかなか政策的に進めたのかという…指示もされているかわかんないし、どうなのかなという…ですから、これまた町民の方に非常に期待を持たせている一つの事例だと思いますが、やっぱりしっかり入りを量ると…下川町では先人からそういうDNAがあるわけですが、補助金ではなくて違った、主体的な思考の下でやるということが必要だと思います。

それから、臨時の方がですね…これずっとですね、単年度でなくて長く役場で一緒に働いていただいた人たち、そして結果だけを見るとですね、職員を適正配置で採用したと。

捉え方によっては、だから今まで雇われていた臨時の方は辞めていただくことになったんですよというように捉え方もされている。辞めていただくに当たって、財政が厳しいから継続が無理ですよということを言われていると…これも統一されていないんであるところだけかもしれませんが、財政が厳しいから今まで…言葉尻をとるわけではございませんけど、誰一人残されないという基本的なところを目指すとしたら、そういう方に光が当たる…その立場になれば僕は到底納得できることではないと思います。自ら…役場が身を切って、こういう状態で厳しいと…身を切ってそしてそれなら理解もしていただける…理解も難しいと思いますが、やっぱり本当に苦しいと思います。ですから、何と申し上げたらいいんでしょうか…その人たちが…これはいろんな考え方ができると思うんですね。働いていただくと…何かの組織をつくったり、何かのところで転用するとか、そういうところの気配りとか…誰一人取り残されなく、日本一幸せであれば、その人たちは本当に日本一幸せでしょうか。

行政はですね…いろんな先例を見ると、例えば企業で廃止する場合にですね、ハローワークと一緒に雇用の窓口を設けて、その人たちがどう次につながるのかということをやってきたこともございます。そんな中で企業さんの独自の話ですけども、何とか企業さん…働かれている人は、その人を雇い続けてくださいという指導とかお願いとかをする行政の役割も、今までずっとありましたし、やってきたこともあります。そんな中で辞められる方に対してのそういうフォローというのはどういうふうにされたんでしょうか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 今回、一般職の臨時職員を中心に予算を削減してございます。

これについては、冒頭、町長申し上げたとおり、職員配置を含めて、一般事務的なところについては削減をしてきたということです。

各担当課の方で配置をされておりましたので、当然その後のフォローについては、きちんと担当課の方で実施をさせていただいております。個人個人いろいろな事情がございますので、その後働かない方もいれば、働きたいという方もいらっしゃると思いますので、次の雇用先、あるいは役場でも一般事務以外での職種の募集は今現在も実施をしているところもございますので、そういったところも含めてフォローしているというふうに認識しております。以上です。

○議長（木下一己君） 7番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 是非ですね、しっかり寄り添うかたちでお願いをしたいと思います。

それから財政…先ほど説明聞きますと…総じて受けるところによると、25 年度から借入金の償還額が上回って、27 年度から元利償還金が増加に転じたと。そんな中で、いろんな厳しい要件が多々出てきたと。そして財政健全化を今やっていると。これごく普通に感じるのは、それって 27 年のときに…町長になったときに分かっていた事実なんでないでしょうか。そうすると、しっかり 27 年からの事業を精査をしたり…そして今の答弁をいただくと、27 年からの事業でどう経費が負担になっていくかという…今までやられたやつのことは一切ないような状況です。

執行方針見ても例年どおり厳しいと…いざ聞いてみると非常に厳しい状況が進展しているとかですね、先ほど言ったように情報を…そういう意思があってやっていけばとんでもない話なんですけども、意思がない中にも情報を操作したりですね、印象が操作されたり、そういう事実が生じてきていると思うんですね。財政厳しいけど例年どおりですよ。でも深く議論していくと厳しいと。そんな中でもしっかりやっていくんだという意思もなかなか見えない中で本当に不安になっていくんだというふうに思います。

ですから、例えば行政プランにしても、27 年、28 年ぐらいに、時遅れることなく先を見て、やっぱりしっかり計画を立てて進めていかなければいけなかったんだと僕は思っております。

それから、転入転出…人口の問題でございます。これについても、一定の成果が出てきております。でも、これまた中を見るとですね、去年、高校生が非常に多くて…これ 3 年したらまた出ていっちゃうわけですね。後は農業の外国人の研修生。ですから、このへんも…今回、答弁にはそんな過大な…こういう成果があるということで強調されてないですけども、やっぱりしっかり内容をですね…3 年なったらまた三角なわけですよ。やっぱりそこをしっかりと、下川町の場合次の展開になってきて、しっかりした情報を提供して、いろんな議論を深めていくというときに僕はきていると思います。是非そういう取組をやっていただきたいと同時に、転入者だけでなく、やはりそこにいろんな環境整備が整わなければ…例えば出生、それから高齢者の問題、そこをしっかりと一体的にやらない限り人口対策は解決しないんだと思います。

そういうことに対してお考えがございましたら御答弁をいただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 財政問題、私が平成 27 年就任した時…遡って 3 年前になりますけども、それまで私も議会 20 年務めておりまして、最後は議長を務めさせていただきましたけども、ある意味では議会の責任者として次の時代を見据えた…もう少ししっかりした提起ができなかったのかなということで反省しているところであります。

併せて、就任以来 3 年が経過して、総計の後期計画を今進めて 30 年度で終えようとしておりますけれども、いずれにいたしましても、次の時代を見据えた、しっかりした財政計画や事業計画というのは考える時期にきておりますので、これは行財政計画プランだけ

ではなくて様々な施策に対しまして、今後、本当に時代に適応したものなのかどうか、こういうところを考えてまいりたいとこのように考えております。

また、人口問題でございますけれども、非常にこれについても厳しい状況であるには変わりません。社会増減で昨年は 28 人増えたといってもですね、やはり自然増減でいきますとかなりのところ減少して、全体の人口としては減少しているわけでございまして、併せて、この出生数等についても、どのような施策が求められているかと…自治体のいろんな参考もさせていただきながら施策を積み上げてまいりたいなと考えております。

また、高校問題ですけれども、平成 30 年度、29 年度に比較しますと激減いたしました。

そういう意味では、今高校もそして教育委員会でもしっかりとこの要因を検証して、次年度につなげていきたいということで努力をしているところでございますので、また皆さんの方からいろいろと御指導いただければ幸いですので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） 7 番 春日議員。

○7 番（春日隆司君） 財政問題とかも執行者の責任だけを問うつもりはございません。

これまでの予算を…私、議員として意思表示をしているわけでございますから、私も責任を痛感しているところでございます。私の役割である…しっかり確認をするという役割をしっかり再認識して臨んでいきたいというふうに思っております。

そんな中で、基本的な統一項を持たなければなかなか情報の発信というか…統一的に持たなければなかなか難しいことだと思いますが、情報を発信する場合のマニュアルというんでしょうか…基本的な考え方というところをしっかりと統一できるといいかなと…難しいですけどね。さっきから言うとおり下川町はもうそういう段階に来ていると思うんですよ。

住民の方の…審議会の意見になって出てきているんだと思います。是非、これはいろんなことがあるかもしれませんが、12 月 21 日、総合計画審議会から町長に出されております…町民に丁寧な説明、もちろん白紙に戻った経緯を含めてです。その前に日経で丁寧な説明をされているけど、自らしっかり町民の審議会の意向を踏まえて、しっかり説明をしていただきたいというふうに申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（木下一己君） これで、春日議員の質問を閉じます。

次に、質問番号 5 番、議席番号 5 番 大西 功 議員。

○5 番（大西 功君） 私の方からは 2 点ほど質問させていただきたいと思います。

まずは、完成間近のサンルダムの周辺整備の進捗状況とそれに伴う準備と対策についてです。

サンルダムが来年完成いたしますけれども、その周辺整備について平成 25 年にサンルダム周辺整備計画審議会が設けられ、後の平成 28 年 1 月に答申を受けたことと思われます。

私ども議会も全員協議会などで説明を受けているところでございますが、その後どのような準備が進められているのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「完成間近のサンルダム周辺整備の進捗状況とそれに伴う準備と対策」について、お答えいたします。

御案内のとおり、サンルダム建設事業は、平成 5 年度から着手され、平成 26 年度から本体工事に着手し、平成 30 年度の完成に向けて工事が進められているところであります。

サンルダム周辺整備につきましては、平成 27 年度に 11 名の委員で構成するサンルダム周辺整備計画審議会から、サンルダム周辺整備計画についての答申を頂き、計画が策定されたところであります。

計画の内容は、整備方針として、21 世紀の森やサンル牧場など周辺の自然環境をいかしながら、観光や産業の振興、学習や憩いの場を提供するとともに、人々に親しまれる空間を形成することとしております。

4 つの重点整備ゾーンとして、A 地区は、展望台からダムや湖を眺めたり、管理棟で休憩したり、ダムについて学習したりする場と位置づけた「サイトシーイング（観光、遊覧）ゾーン」。

B 地区は、湖としての魅力が高まるように利便性、景観性、コミュニティ性を強化し観光や体験、学習、休養など様々な活動の拠点となる場と位置づけた「親水ミュージアムゾーン」。

C 地区は、ダム左岸を森林や自然を学ぶ場、都市・地域住民の憩いの場、癒しの場と位置づけた「21 世紀の森ゾーン」。

D 地区は、多種多様な動植物が生息する場と位置づけた「ビオトープゾーン」として、整備に向けて実施設計を進めていくことになります。

現在までの進捗状況については、既に象の鼻展望台の再整備等を実施したところであり、今後につきましては、本計画に基づき、サンルダムをいかした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り、流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的として、水源地域活性化のための行動計画である水源地域ビジョンを策定することとなっています。

策定に当たっては、ダム水源地域の自治体、住民等が、ダム事業者と管理者が共同で策定主体となり、流域住民の意見を反映しながら策定し、この水源地域ビジョンに基づき、サンルダム周辺の利活用を含めた整備等を実施してまいります。

また、名寄川やサンルダムの河川空間を、サイクリングや散策等に活用して地域の観光振興等の促進を図ることを目的とした、名寄川地区かわまちづくり計画との連携を図りながら、サンルダム周辺の利活用を進めてまいります。

なお、今年度は、サンルダム建設により、新たにできるダム湖の名称の募集についても、北海道開発局と連携して進めてまいります。

以上申し上げまして、答弁いたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木下一己君） 5 番 大西議員。

○5 番（大西 功君） 4 つの重点ゾーン…A地区からB地区、C地区、D地区とそれぞれの計画をお聞きしました。全ての地区が順調に整備され、町内外の人たちがこの場所を訪れて、ダム周辺で学び、癒されることを想像すると、私もワクワクして楽しみで仕方ないところでございます。

ですが、ここからは様々なことが起きた場合の準備と対策について、聞いていきたいと思えます。

C地区…21 世紀の森ゾーンということで、審議会からは、21 世紀の森や湖に面するところであり、産業や観光の振興に結び付くことから、森林や湖面の活用、管理につながるような整備をしていただきたいということが答申にあったと思えます。この地区か、若しくはD地区で私が思うんですけども、実際にカヌーとか水上スキーとか、ボートなどを使って楽しむといったアウトドアレジャーといったような方々が今後出てくることも予想されます。

もし、不慮の事故…水難事故が起きた場合の対処ですけども、当然通報で…まずは消防が救助に向かうことになると思えます。しかしながら、消防とて陸上の事故とは違い、水上の事故はこれからの訓練…新しい訓練が必要となってくると思えます。起こり得る水難事故の人命救助の対策として、町長はどのような指示を出しているのか、ここでお聞きします。

○議長（木下一己君） 環境未来都市推進課長。

○環境未来都市推進課長（田村泰司君） お答えいたします。水難救助に関しては、消防の方が主体的に対応するかたちになると思えますけれども、消防の方にお聞きいたしますと、2 年前から計画的に船舶免許を職員に取得させておりまして、現在のところ2名の署員が取得済みで、最終的には4名の取得を予定しているということでもあります。

また、これはこれからの計画ですけども、平成 31 年度に船外機付きのボートの購入を予算計上したいということで考えているということでもあります。

また、水難事故が発生した場合は、北海道警察に水難救助隊がございまして、そちらの方と連携をして救助要請をしていくというようなお話もありますし、旭川市消防本部の救助隊も水難に対応しているということでもございました。以上でございます。

○議長（木下一己君） 5 番 大西議員。

○5 番（大西 功君） 私も消防にお聞きしたら、既に2名の署員の方が船舶免許を取得しているということでもございます。消防ではそういった準備は進んでいるようですが、必要によってはスキューバダイビングの資格も必要になってくるのかもしれませんが。

先ほど課長の答弁で、北海道警察の水難救助隊又は消防本部の水難救助隊があると言いましたけれども、そこからサンルダムへ駆けつけるのにどのぐらい時間がかかるのかということをお考えますと、やっぱり地元が一番近い消防が中心となった救助が必要になってくる

んではないかと思います。

先ほど、31年にエンジン付きの救命ボートを予算計上したいということだと思いますけども、私はこれ…遅すぎるんじゃないかなというふうに思います。今年は既にダムに水が溜まっていく計画でございます。まだ完成してないからそんな心配はないだろうというんじゃないくて、水が溜まっていればそこでカヌーにすぐ乗りたい人も…例えばですよ…出てくる可能性があるかもしれません。そういうことを考えまして…準備ですね、もう少し早くしていかなければならないんじゃないかなというふうに考えている次第であります。もう少し急ぐべきだと私は思います。

そこで次に、ダム周辺の携帯電話の電波がいったいどこまで届くのかということで聞いていきます。

先ほど私も、事故が起きた場合は消防に通報すると言いましたけども、電波が届いていなければ…圏外になっていては話にならないということですけども、地区別で考えますと、A地区はダム堤体周辺ですから、そのへんは携帯電話の電波も十分届いているんじゃないかと思いますが、B地区で堤体から約5km北に進みます。D地区のビオトープゾーンといわれるところですけども、さらに5km北に…奥に入っていくわけです。たぶん私が思うには、そのへんは電波が届いたり届かなかったり…圏外になっているんじゃないかなというふうな考えでいるんですけども、そういったことを町は調査しているのでしょうか。

お聞きします。

○議長（木下一己君） 総務課長。

○総務課長（養谷省吾君） お答えしますが、調査という正式なものはしておりません。

ただ、これまでの経過の中で、サンル牧場の鉄塔の近くに建てられないとか、電線を引っ張っていけないかという…過去に経過がありましたけども、今そのところに関してははっきりとした結論が出てないと思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 多分、携帯電話のアンテナ…必要になってくるんじゃないかと私は思っているんですけども、本当に緊急通報ですとか、そのためには携帯電話のアンテナですか…圏外であるならば必要になってくるというふうに思うんですけども、この場合、町が要請して…道のダム事務所とかに要請して整備していくものなのか、協議して決めるのか。それとも、携帯電話会社が100%の出資で建てていくのか、いずれにせよ十分調査して、協議していただいて、早い時期に準備をしていただくことを望みます。

また、森林浴や散策などを通して、動植物と森の関わりを学べる場所…C地区ですか…21世紀の森ゾーンでは、思いがけない動物に遭遇するかもしれません。ヒグマですね…ヒグマが出たとなつては、せっかく整備された散策路にも人が近づいていけないというような状態もあるんじゃないかならうかと思います。そういった対策もしつかりとやっていただきたいと思います。

これまで町長に考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 携帯電話の件は、今総務課長がお話しましたので、内部でももう1回確認しながらですね、後、開発局も管理事務所ができますので、おそらくそういう携帯電話も必要になってくるのではないかと思いますので、そのへん連携をしながら調査を進めていきたいなと思います。

また、動植物の関係でありますけれども、非常にサンルダムの周辺というのは、学びの地として有効な交流ができるのではないかと考えております。そういうヒグマ対策、エゾシカ対策…様々な対策がございますけれども、こういうところも…なかなか全てを網羅できるというのは難しいところがあると思いますけれども、それは町内のハンターの皆さんなどとも相談しながら、いろいろと運用を考えていきたいなと思っておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） いずれにいたしましても、本当に早急な対応といえますか…準備ですね、していただきたいと思います。

続きまして、二つ目の質問に入らせていただきます。

「大規模災害団員」の地域の人材をさらに消防団へということについてお聞きしていきます。

近年の消防団員不足は、下川町だけではなく全国的にも大きな問題となっています。

町長は町の職員が希望して消防団に入団することに積極的に取り組んでいただいて、そのことに関しましては大変評価できるものであります。それでもまだ定数を満たしていないのが現状であります。

23年前の阪神・淡路大震災では、地域防災の柱である消防署や消防団の対応力をはるかに超えた家屋倒壊や火災が発生し、救助活動の主体は、自力、家族、隣人などが98%を占めたといわれています。

その後も東日本大震災や熊本地震のほか、台風被害、水害など大規模災害が続き、消防団員は本来の任務である消火・救助活動以外にも、避難誘導や情報収集など多様な役割を担うことになりました。

しかし、消防団が通常の活動を担う基本団員だけでこうした役割拡大にまで対応することは困難であります。

昨年末に消防庁の検討会が全国の市町村に設置を提案した「大規模災害団員」の導入に、本町としても本腰を入れて取り組む必要があると思われますが、町長の考えをお聞きます。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「大規模災害団員」地域の人材をさらに消防団へ」について、お答えしたいと思います。

全国的な異常気象による大規模な災害が多発し、被災に遭われた方々に対しましては心痛むところであり、災害対応や復興に多くの人々の共助、公助また自助の力に支えられてきているところだと推察するところでもあります。

東日本大震災や阪神淡路大震災等の被災経験から、大規模な災害には行政体制ができるまで時間がかかるなどの報告があり、自助、共助により救出された調査結果も報告されているところでもあります。

町では平成 27 年度より下川町防災訓練を毎年実施し、防災意識の向上を図ってきているところであり、今年度においても、防災体制などの強化に関する予算を講じているところでもあります。

大規模災害団員の導入につきましては、本年 1 月に消防庁から、消防団の確保方策等に関する検討会において報告がなされておりますが、現時点におきましては、必要な法整備がなされていないなどの課題もあり、上川北部消防事務組合の動向を見ながら検討を進めてまいります。

いずれにいたしましても、自然災害はいつ起きるかわかりません。日頃よりの防災意識等の向上は不可欠であり、今後におきましても危機管理体制の充実を図ってまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 5 番 大西議員。

○5 番（大西 功君） ただ今の町長の答弁をお聞きして思ったことを率直に言いますと、余りその気がないといえますか、手応えが感じられないので、少々がっかりしているところでございます。

大規模災害団員というのは、大規模災害の発生に伴って、新たな業務が必要となったり、人手不足に陥った場合に限って出動するということで、これなら日常の消防団活動が難しい人でも参加できます。具体的な任務としましては、災害情報の収集と住民への伝達、安否確認、避難誘導、避難所の運営支援などが想定されます。

下川町で行われている防災訓練の話が出ましたが、現在の下川町の体制に当てはめますと、さきに述べました災害の情報収集、住民への伝達、安否確認、避難誘導、避難所の運営支援など、ほとんどが町の職員が行っていることと思います。ですが、このような組織ができることによって、職員の方たちの労働負担も減るということになると思います。

地元の事業所に勤める人が大規模災害団員になれば、雇用主の許可を得て、必要なときは事業所の重機を使って出動することも期待できます。災害の情報収集でも、これからはドローンを使った方法も考えられますが、ドローンを扱う事業所も町内にはあります。

このような出動と役割を限定された団員は、機能別団員というかたちで既に成果を挙げています。2009 年の全国で約 5,400 人から増え続け、昨年…2017 年は約 1 万 9,000 人まで増えています。今回の大規模災害団員の制度も、機能別団員の考え方が基本になっていると思います。

町長の答弁で、現時点では必要な法整備がなされていないとのことでした。確かに、団員に対する報酬はどうするかなど、まだまだ整備されなければならない課題があると思います。

しかし、地域の方や消防団OBなどに個人的に話を聞いてみますと、役割にもよりますが、町の一大事ならいくらかでも協力するといった意見も頂いています。大変有り難いお言葉だと思います。こういう方は結構いるんですよね。用意スタートで50人体制、60人体制とかでやるのではなくて、5人、10人からスタートしても私は十分期待できるんじゃないかというふうに考えています。

また、町長は上川北部消防事務組合の動向を見ていくと言いましたけども、動向を見て…待つのではなく、日本一幸せな町を目指す下川として、積極的に取り組んでいくべきだと思います。再度お考えをお聞きます。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 大西議員が仰るとおりだと思います。私も防災・減災対策を進めていく上では、人の力…共助の力が非常に大切だと。後、機械、設備、用具…そんなところの力だとか、情報の力だとかというところが必要ではないかと。

今、共助を高めるための取組として、一昨年から自主防災組織を公区中心に活動していただいて、今現在、町内には18公区のうち2公区が設置をされております。

平成30年度は、この自主防災組織を中心に、更に共助の力を高めていこうと。公区だけではなくて、その下の班ぐらいまでも含めて、小さい取組を進めていながらモデル的に広めていきたいという考えでおります。

平成29年の防災訓練時に、民間・公を含めて福祉施設に入所されている方々の避難の訓練を行いました。その時に、公区の役員さんが出てきてくれて、一緒にお手伝いをしながら非難の援助をしたというようなこともございます。こういった取組を更に進めていくというようなところを考えまして、防災計画の見直しも含めて、より実践的な協力体制ができるようなものに平成30年度は進めてまいりたいと考えております。

○議長（木下一己君） 5番 大西議員。

○5番（大西 功君） 課長の説明は大変分かりやすい説明で、少しずつではありますけども、そういうような自主防災組織が出来上がって行って、今後、どんどんそういうような組織を広げていくということ…十分理解いたしました。

その中から、徐々に町長の言う大規模災害団員という…私もしつこいですけども…法が整備されていけば、そっちの方にも…これは年齢制限はないと思います…というような感じで話が進んでいただければ有り難いなというふうに感じているところでございます。

災害のことでお話を聞いていきたいんですけども、下川町の大災害といいますと、地震とかいうよりも異常気象により近年多発している集中豪雨…ゲリラ豪雨による大水害の危険性の方が予想されます。今一度、名寄川の水害対策の点検が重要になってくるのではな

いかと思われます。

川が氾濫するとしたら、川と川の合流地点…そこで更に水が増えるわけです。その下の方が余計に危険度が増していくわけでございますけども、河川には水位計というものがよくあると思うんです。これ以上水が増すと危険ですよという水位計があると思いますけど、名寄川に水位計というのはどれぐらい設置されているのかお分かりですか。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 名寄川の水位観測所は緑町にございまして、堤防の高さが144 cmございます。水位が140.9 cmになったときに水防団を招集するかたちになっております。氾濫の注意水域が141.4 cmということになっております。堤防を超える高さになるのは144.85 cmという高さになるというふうに思います。

○議長（木下一己君） 5 番 大西議員。

○5 番（大西 功君） 緑町の堤防ですね、確かに私も…あそこにあったなということで思い出しました。

危険水位に達すると水防団を結集する…この水防団の対象はどこですか。消防ですか。

○議長（木下一己君） 税務住民課長。

○税務住民課長（長岡哲郎君） 消防団と同じと理解しております。

○議長（木下一己君） 5 番 大西議員。

○5 番（大西 功君） 消防団も積極的に水害対策の訓練をしているところでございますので、水防団という言葉…このへんは馴染みがないので、私も一瞬どきとしたわけでございます。

先ほど、大規模災害団員の質問の中で、ドローンの話をしましたけども、状況を的確に把握することは、対策を立てるためにも非常に大事なことだと思います。ドローンはですね、災害対策として河川に限らず、台風被害による風倒木の調査ですとか、山菜取りで起こり得る行方不明者の捜索、またダムなどでもですね、今後どんどん活躍の場が広がると思います。

町長、ドローンの活用をどう思っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 非常に有効な道具の一つだということで考えております。また、それぞれ教育機関でも導入をして、そして教育の一環として指導しているところも…近くでは剣淵の農業高校もドローンを導入してですね、そして学生に指導しているというのが

あります。

さらに地域内においても、ドローンによる撮影によって、なかなか地上にいる我々が分からないところ…不明なところというのが一瞬にして分かる場合があるのではないかと。

そういう意味では、ドローン効果というのは非常に有効だと思っています。ただ、近くでも自治体で導入しているところがあります。ただ、これの操作員ですね…特に町で所持しますと、職員が指導の資格やマニュアルをしっかり把握していかなければならない、こういうところも非常に問題もございますし、またその維持管理費だとか、こういうところもあろうかと思います。

いずれにいたしましても、こういうところをしっかりと今後は検証しながら、下川町にとってより良い導入の仕方を考えていく必要があるのではないかと。また、町内にそういう事業者がいれば、そこは委託をしたり、借り上げをしたり、いろんな方法論があるのではないかと考えています。以上です。

○議長（木下一己君） 5 番 大西議員。

○5 番（大西 功君） 町長の言うとおりでと思います。私は今のお答えには十分理解するところであります。

我が町…下川町も、ジャパンSDGsアワード推進本部長賞を受賞しました。隣の名寄市が第22回防災まちづくり大賞を受賞しました。どちらも大変大事な…光栄な賞だというふうに私も感じているところでございます。

第22回防災まちづくり大賞…阪神・淡路大震災以来、行われているということで、今年度が第22回ということになっているということでございます。

次は、第23回防災まちづくり大賞をですね、下川町が受賞することを期待するところでございます。

また、大規模災害団員の早期設置などが安心安全なまちづくりの大きな一歩となり、日本一幸せな町、幸福度日本一のまちになっていくんだと私は思っています。

私は常々ですね、防災対策については早いに越したことはないというふうなことを言っています。そんな意味で、最後に町長の意見がありましたらまたお聞きしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） やはり下川町は、大規模な災害というのが少ない地域ではないかと思っています。

しかし、昨今の暴風雨、台風、想定できない災害が非常に多岐にわたっているということを考えていきますと、やはり防災対策、減災対策というのは必ず必要な時代になっていると思います。

そういう思いで、平成27年度に就任させていただいたときに、この防災に対するいろんな組織とか訓練とか、こういうところをスタートさせたところでありまして、まだ熟していないところがあるかもしれませんが、やはり町だけでは得られないところをし

っかり住民の皆さんに協力をいただきながら今後も進めてまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） これで、大西議員の質問を閉じます。
ここで、15 時まで休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 4 9 分

再 開 午後 2 時 5 9 分

○議長（木下一己君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
次に、質問番号 6 番、議席番号 6 番 蓑谷春之 議員。

○6 番（蓑谷春之君） それでは、私の方から質問をさせていただきますけれども、実はこの事業関係については、総合計画にございませんので、抵抗がありながら質問をさせていただきますけれども、質問要旨につきまして、若干補足しながら説明をさせていただきたいというふうに思います。

桜ヶ丘公園センターハウス・フレペの利活用計画の中で、ドッグランの設置につきまして質問をさせていただきたいと思います。

下川町開拓 100 年に万里長城が築城されたところでございます。その後、フレペ、そして周辺整備が進められまして、それぞれ利活用がなされてきているというようところでございます。

万里長城付近においては、散歩する方、ジョギングする方、また犬の散歩をする方を見るとですね、大変心が安らぐところでございます。なお、フレペにおいては、幼児を連れた親子が遊具で遊ぶ光景もございますし、子供たちが走り回っていると、そういったことが多く見られるわけでございます。

自然豊かな万里長城周辺でもございますので、愛犬家の方々が犬を自然の中で自由に遊ばせる場所がセンターハウス・フレペの近くにあればなというふうに思うわけでございますし、そういった交流もできるというふうに考えているわけでございます。

そういったことがなされれば、近隣から犬を連れてフレペの方に来て、愛犬家の皆さんの交流が深められるというふうに考えられるわけでございます。

自然豊かな中でドッグランの設置について、町長の考え方をお伺いしたいと思います。
よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「桜ヶ丘公園フレペの利活用計画」について、お答えしたいと思います。

平成 22 年の 5 月にオープンした、桜ヶ丘公園センターハウス「フレペ」を含む一帯の

広場については、町民の潤いや憩いの場として、これまでの間、多くの方々に御利用いただいているところであります。

ドッグラン等の設置につきましては、以前にも一部の方から設置希望の御意見がありましたが、現状では具体的な検討に至っておりません。

ドッグラン等の設置により、公園の利活用や利用者の利便性向上につながると考えますが、公園を利用される方には犬が苦手な方や糞などの衛生面での課題もあります。

その必要性や設置場所等については、都市計画マスタープランの策定作業の中で、子供からお年寄りまでの全町民を対象としたアンケート調査において、市街地の良さを伸ばすための御意見や課題を頂くこととしております。公園の在り方とともに、今後検討していきたいと思っております。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。
以上です。

○議長（木下一己君） 6 番 蓑谷議員。

○6 番（蓑谷春之君） ただ今、町長の方から回答を頂いたところでございます。

設置につきましては、答弁の中でありました…多くの課題があるということでございまして、もちろん設置場所の問題だとか、管理運営の問題だとか、そういった多くの課題があるわけでございます。

私も近隣にこういった施設があれば調査をしていきたいなというふうに考えているところでございますし、今後町民の方々の御意見を聞いていただきますようお願いを申し上げて、この質問については終了したいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（木下一己君） これで蓑谷議員の質問を閉じます。

次に、質問番号 7 番、議席番号 1 番 近藤八郎 議員。

○1 番（近藤八郎君） それでは、最後というか…近年になく多い一般質問だと思っているんですが、大分皆様方もお疲れのようですので、簡潔に質問しながらいきますので、答弁も簡潔にお願いしたいと思っております。

まず最初にですね、適正な職員定数と恒常的臨時職員の処遇についてということで、人材確保と雇用の安定の観点から、次の 2 点について見解をお伺いしたいと思っております。

1 点目は、職員定数条例の見直しと定数内の配分の適正化。これについては、条例定数と実員数の実態なども含めて答弁を願いたいと思っております。

2 点目は、恒常的臨時職員の処遇改善と雇用の確保。これについては、臨時職員等の…できれば施設別の配置状況。それから、今後法的に予想されます会計年度任用職員制度等の導入のスケジュールについてお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 御質問の「適正な職員定数と恒常的臨時職員の処遇」について、お答えさせていただきます。

1 点目の、職員定数条例の見直しと定数内配分の適正化について、現在の職員定数と実員数は、町長の事務部局に属する職員が、定数 152 人に対し、実員数 125 人、そのうち、山びこ学園が 25 人に対し 23 人、あけぼの園、デイサービス、支援ハウスが 33 人に対し 22 人となっています。また、議会等その他部局が 41 人に対し 28 人、町立下川病院が 42 人に対し 29 人となっており、合計 235 人の定数に対し、実員数は 182 人となっています。

職員定数の見直しについては、定数条例と現状の機構に一部不整合がありますので、定数の検証とともに適正な配分も考慮の上、整理しなければならないと考えております。

2 点目の、恒常的臨時職員の処遇改善と雇用の確保についてであります。本年 2 月 1 日現在の臨時職員等の施設別配置状況は、嘱託、臨時、非常勤を含め、あけぼの園等 39 人、山びこ学園 13 人、病院 16 人、幼児センター 12 人などとなっております。

福祉施設や病院など運営に影響のある施設などは、収支のバランスを考慮しながら毎年度任用しているところであります。

処遇改善につきましては、平成 28 年度から本年度にかけて、主に福祉施設及び病院の人材確保を目的に実施してきたところであり、賃金単価の改正とともに、嘱託職員の住宅手当、寒冷地手当の支給、加給賃金の支給を拡充しております。

今後においては、地方公務員法及び地方自治法が改正され、会計年度任用職員制度が導入されることから、適正な処遇改善を図り、人材確保に努めてまいりたいと考えております。

会計年度任用職員制度導入スケジュールであります。平成 32 年 4 月から新たな制度を始めるため、平成 30 年度の早期に現状の臨時職員等がどの職種に該当するか仕分けを行い、当該職員を対象として秋頃に説明会を実施し、平成 31 年度中に会計年度任用職員制度の趣旨に基づき、関係規程の制定及び改正をしてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 簡潔な答弁を頂きましてありがとうございました。

それでは早速再質問をさせていただきたいんですけども、御承知のとおり、平成 27 年の 9 月定例会でも、私この定数関係について質問させていただきましたが、その時点では職員定数が 220 名、準職員を含んで実人員が 150 名というふうな回答があったところでございますが、今回は消防職を入れて 235 名で、実人員が 182 名だというふうに答弁がございました。

なおかつ、ここにおいても 53 人の定数と実人員の中に差があるわけですが、これらについて、前回の質問のときには答弁内容について、当然私は条例改正が近くあるものだというふうに解釈しておりましたけれども、平成 23 年に一部改正されて以降、職員の定数条例については触られていないということで、先ほどの答弁の内容に基づきまして、一部不整合があるという認識があればですね、今回できれば早い機会に定数条例の見直し

をされることが望ましいのではないかと、こんなふうに考えます。

このことは、2 点目の恒常的臨時職員の部分にも関わることで、最初に質問させていただいておりますけれども、そういう意味で、この定数条例の改正について、例えば内部に機構改革検討委員会的なものを設けて事実上の定数がどのぐらいが望ましいのかということで検討する考えがあるかないかお伺いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 先ほど答弁させていただいたとおり、定数条例と今の機構の一部不整合が生じてきてございます。

そこで、早い段階で定数条例については見直しをしていかなければならないというふうに考えておりますが、現在、専門的な委員などを含めて見直しをしていくかどうかというところについては、まだそこまで具体的になっておりませんが、関係する方々、団体などとも調整を図らなければならない案件となつてございますので、そのへんは十分協議を進めながら見直しをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 27 年の時も申し上げましたが、今回の答弁の中でも、不整合があつてそこを改正したいということであればですね、内部検討はもちろんなんですけれども、まず現状の職員定数の不整合の部分を早急に改正するということが示してほしいなと思うんです。

例えばもう既に制度上なくなった在宅介護支援センターに属する職員の定数ですとかね、あるいは公共下水道ということで、名称は単に下水道になっておりながらまだ公共の名前がついているとか、それから実態と大きくかけ離れている病院の職員の定数、こういったものをピックアップすると十分定数条例の改正は可能だったと思うんです。

特に今回は、なぜこういう時期にかといいますと、一つにはですね、国保会計に関する定数は 2 人おりますけれども、実際は新年度の予算も 0.5 人の給与費の配置がありましたが、今年度、国保の関係が道にいくという…こういう制度改正があつた時にですね、この 2 人の定数が果たして必要なのかどうかということも含めて是非検討すべきだと思うんですが、そのことについてどうお考えかお答え願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 当然、特別会計も含めて、実際の定数はどういう状況がふさわしいのかという部分については、内部で検討を進めていかなければならないというふうに考えております。

基本的には定数自体が職員の上限を定めるものということになってございますので、きちぎち職員数を配置するという考えはございませんけれども、今現在の 235 人という定数が果たして上限としてふさわしいかふさわしくないかも含めてですね、検討していきたい

というふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 言葉尻り取って申し訳ないんですけどもね、確かに定数…上限ですから、それはぎりぎりまで採用ということにはならないと思うんですけども、しかし現実には病院ですとか、あけぼの園、あるいは山びこ、幼児センター、こういったところでは必要な人材が十分に確保できなくて困っているところもあるわけですよ。そうすると、そういったところに定数内の配分をすとかという配慮をしないと、なかなか…施設の利用制限までしているところが十分に運営できないんじゃないかと思います。職員の皆さんは一生懸命頑張っております。それは今回も新年度予算を通じて聞かせてもらいましたけども、そういったところをやっぱり早く解消するべきだと思ってます。

定数条例の中で、町長部局の職員なんかがですね、152 名が実際には 125 人と…マイナスの 27 人という差はどんなふうに考えていますか。そこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 全体の職員数でございますけども、今現在 182 名ということで、一時…平成 16 年の合併の時からかなり職員数は削減をしてきたという状況で、定数から比べるとかなり減った状況になってきていると思います。

そういった中であって、事務事業がなかなか減どころか、新しい事業が入ってきて、事務事業が増えてきているという状況の中で、ある程度職員数を確保していかないと行政内部の仕事が回らないという状況にあることから、近年、職員を確保してきているところでございます。

ただ、そうは言いつつも、235 人の定数いっぱいまで職員を確保できるかという、なかなか財政的な部分もございますので、そこまではできないだろうというふうには認識をしているところでありまして、どこまでが…先ほど近藤議員が仰ったとおり、どこが最適な定数として捉えるべきなのかというところについてですね、今後、内部で検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 定数満杯に採用すると財政的に厳しいというのは分かります。先ほどのほかの議員の質問にも財政が厳しいという表現がございましたけれども、この定数というのは財政上で考えるものなんでしょうかね。そのへんについてはまた別な機会に議論したいと思います。

個別な人数なんか言ってますと時間がなくなりますので、定数問題については最後に町長にお聞きしたいと思います。

町長、この任期中ですね、この時期が定数含めた機構改革の検討をするのであれば、私はラストチャンスだと思っています。ですから、いろんな問題を抱えていますけれども、

このへんについて新しい…前の議員の質問の中に…ほとんどの方がSDGsと言ってますが、流行語のように私も使わせてもらいますけども、こういった大きな開発目標があって、下川町としてそのプロジェクトチームを立ち上げながらやっていくとなればですね、ここでやっぱり思い切った機構改革や定数の見直しをやって、そして職員の意気を上げるという努力を是非していただきたいと思いますが、そのへんについてはどうお考えでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 任期最終年度を迎えることになりましたけれども、この3年間のいろんな事例を検証しながらですね、実際にこれまでのやり方が本当によかったのかどうかと、そういうところを踏まえて、この機構改革については今行革の中でも一定程度これから議論されていくことになろうかと思います。

それも踏まえて、私の方からどういうかたちがいいのかというのを…また方針を出してですね、そして内部でいろいろ揉んでまいりたいなということで考えてございます。

いずれにいたしましても、現状のままでいくのか、あるいはまた新たな出発をするのか、こういうところはうちの町にとっても非常に大事なところでありますし、また財政面においても大きく影響をすることだと考えておりますので、非常に重要な問題だということで認識しておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 1点目の二つ目としまして、恒常的臨時職員の部分に移らせてもらいますけれども、先ほど答弁の中では、臨時職員として総数で…それぞれの職場を足しますと80人という数字が出ましたけれども、これらの方については、新年度予算を見る限りはですね、施設職員の臨時職員等に増減が見受けられるんですが、必要な人材の確保という観点からすると、この労働力の確保については何が課題だというふうに検証されたり、研究されたか。そのへんについて、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 福祉施設、それから病院等、いろいろな施設を持ってございまして、その部分については現状としては正職員のみでは運営に支障が出るという状況でございまして。

ですから、一定程度の嘱託・臨時職員、それから非常勤職員も含めて確保していかなければならないというふうに考えてございまして、各施設とも昨年から実施をしました福祉医療コーディネート事業などを通じてですね、人材の確保に努めてきた、あるいは町長が答弁でも申し上げたとおり、処遇改善も一定程度させていただきながら募集をかけてきているところでございますが、依然として不足気味という状況でございます。

ですから、継続してそこらへんについては運営に支障を来さないように手当をしていきたいというふうに思っておりますが、いずれにしても処遇改善をしたとしてもなかなか人

材が集まらないという状況の中でございますので、これからは福祉医療コーディネート事業の中で取り組んだノウハウを各施設が持ち合わせながら、更に人材確保に向けては進めてまいりたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 先ほど別の議員の質問の答弁で、職員の確保…順次採用しているので、臨時職員を削減していくというお答えがありまして、私も気になったんですけども、町の方には正職員の採用というか、そういう計画は何箇年か具体的にお持ちなんですか。あるかないかだけで結構です。お答えください。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 計画は持っております。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） それではまた…それはしかるべきときにですね、いろいろとお伺いしたり、実際の定数等の見直しの時に出てくると思いますので、またその機会にというふうに思っております。

そこで、臨時職員に戻りますけれども、御承知のとおり、今回の議会の冒頭にですね、各団体から請願というかたちで出されておりました、臨時職員の制度改正ですね。2020 年から施行になる関係でございますけども、総務省が作成しております事務処理マニュアルによる導入スケジュールによりますと、平成 30 年度中には所定の規定を整備して、そして 31 年から募集し、32 年から施行すると、こういうスケジュール的なことが明らかにされておりますし、今年度の早い時期には第 2 次のマニュアル等が御手元にきっと届くのではないかと思います。この正職員との均等の待遇、雇用の確保の観点からですね、労働条件の整備や業務の継続性、あるいは雇用継続の在り方も私は検討すべきでないかというふうに思いますが、このへんについて特に会計年度…うちの下川の役場で多いのは…会計年度任用職員制度導入でございますが、これらについて今後どのように考えていくのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 今議員仰るとおり、平成 32 年 4 月からこの制度がスタートするということで、各市町村ともそれぞれ準備に入ってきているところでございます。

スケジュール的には、先ほど申し上げましたとおり、平成 30 年度で今いる方々の状況を調査しながら、説明会も行いながら、平成 31 年度に規定を整備して、32 年の 4 月スタートということで考えているところでございます。

基本的には会計年度任用職員ということで、今いる臨時・非常勤の方々がそちらの方に

移行していくということになっていくと思いますので、そのへんが…どういう職種がどういふうなかたちで移行していくかというのを、今後仕分けをしていく作業からまず始めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 今の説明で理解をするところでございますけれども、この会計年度任用職員制度というのはですね、現に採用になっている方、あるいはこれから採用する方、そういった方々を対象にして、自治体として明確に住民に知らせながら募集することになるかと思うんですけれども、この導入によってですね、例えば既存の雇用関係にある方が…あまり使いたくありませんけど…雇い止めですとか、雇用期間満了で退職されるとか、そういったケースはあるんでしょうか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 一概には言えないと思っております。先ほど申し上げたとおり、今いる方がどの職種に該当するのかというのをまず調査していきたいというふうに考えておりますし、今後…先ほども申し上げましたが、いろんな状況で施設運営に今支障を来しているところもございますので、必要な会計年度任用職員がどの程度いるのかというところも含めて考えていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 副町長、各施設の人員確保に大変理解のある答弁だったと思います。本当に各施設…職場大変です。ただ、町全体の労働力の確保という意味では、役場ばかりではないんで、このへんについては理解をしているわけなんですけども、下川町の役場の臨時的な業務を見ますとね、恒常的な業務に就けているということからすると…正直言って女性の方が非常に多い職場ですよ。こういう方々に対して、賃金を上げるとか、手当を上げるとかいうことも大切かもしれませんが、やっぱり必要な制度改正というのが…やっぱり女性が多くて、引き続き仕事がしたいといってもですね、子育てとか介護とかそういったことでどうしても職に就けない、継続してできない場合ですね、やむを得ず退職をしたというケースも過去にあったはずですよ…制度がないばかりに。

ですから、そのへんの制度をしっかりと樹立することが、ある意味私は雇用の確保につながるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（木下一己君） 副町長。

○副町長（武田浩喜君） 私も会計年度任用職員の詳しいところまで承知しているわけではございませんが、この制度改正の発端となったのは働き方改革で、同一賃金、同一労働

というところからスタートしているんだろうなというふうに思っております。

そこで、会計年度任用職員になりますと、当然同じ職であれば同じ賃金、あるいは同じ…例えば休暇ですとかそういった権利も含めて、そういった状況が各法律に基づくものが発生してくるというふうに思っておりますので、そういった意味で今までよりは制度的にきちんとした対応ができるんじゃないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） この制度ですね、決して万能ではないようです。ですから、任用職員の関係もですね、雇用期間は1年1年だそうですから、このへんについては期待を持たせるような長期間雇用ですね…何年も勤めれるんですよということにはならないはずなんです。しかし、ここをやっぱり雇用の責任者としては十分理解をして、期待に応えられるような雇用体系を是非していただきたいと思います。

確認です。これは町長にです。町長、前にですね、委員会審査の中で雇用の確保について私質問したことがあるんですけども、是非下川の役場が地域のリーダーとなって、雇用の確保を図るような方策を講じてほしいと。特にこれは経済面でございましたので…賃金関係ですね。その時の町長は、そういう気持ちは分かるけれども、やっぱり下川の産業形態…そういったものから考えると、役場からというわけにはいかないと。それは今も変わりありませんか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 基本的には、民業の方々を圧迫するようなことは行政としてはできないということで考えておりますが、調整能力、調整機能はしっかりつくっていききたいなと思っております。

産業活性化支援機構の中にもタウンプロモーションでそういうような仕組みをつくって、今民間の方々の労働力の確保に支援をしているところでございまして、そういう全面的に支援できるようなそういう体制を町としては取っていききたいなということで考えております。以上です。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 今の件ですけども、民業の圧迫にならないようにということなんですが、前回もそのように仰っておりました。その民業というのは事業主に対してですか、それともそこに働いている方に対してですか、どちらなんでしょうか。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 両方あるんじゃないかなということで考えてます。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 確かに両方あると思うんですが、できればですね、私の質問の趣旨からしますと、下川町の給与体系なりそういったレベルを少しでも近づけようとする事業所も町内にはあるはずです。そういったことでは、やはり民業圧迫ということに捉われることなくですね、労働力の確保…町長やっぱり下川町役場の世帯主でございますから、そういう意味ではそのへん英断を持って…全ての職場とは言いませんけれども…今回の職員の関係もですね、フルタイムと短時間勤務があるんですよ。フルタイムの職員というのは正職員となんら変わらないことをやる仕事なんです。ですから、そこに十分気を付けて配慮していただいた雇用環境を是非検討していただきたいなということで、1 点目の質問は終了させていただきます。

続いて、2 点目の下川商業高校の存続・維持についてでございますが、これについては質問要旨にもありますように、地域に開かれた魅力ある学校づくりとして、下川商業高等学校入学等に対して各種支援を行っておりますけども、北海道教育委員会の高等学校適正配置に関する意向、あるいは上川北学区のうち特に名寄近郊の動向と今後の中学校卒業生の見通しについて、情報があれば御開示願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。
教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 近藤議員の御質問「下川商業高校の存続・維持」について、お答えいたします。

地域に開かれた魅力ある学校づくりとして、下川商業高校入学等に対して各種施策を展開し、下川商業高校の存続・維持及び発展を図っておりますが、平成 30 年度入学出願者数は、定員 40 名に対し 14 名で、倍率 0.4 という結果になりました。下川商業高校及び教育委員会では、昨年度の倍率が 1.3 であった影響等があったものと分析しております。

公立高等学校配置計画は、平成 29 年 9 月に北海道教育委員会が策定しており、高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本として、中学校卒業生数の状況を踏まえ、生徒の多様な学習ニーズ、進路動向などに対応した学校や学科の配置並びに規模の適正化を図るため、平成 30 年度から平成 32 年度までの高校の配置計画を定めるとともに、平成 33 年度から平成 36 年度までの見通しが示されております。

また、公立高等学校配置計画の基本となる平成 18 年 8 月に策定された「新たな高校教育に関する指針」が改められ、平成 30 年 3 月を目途に「これからの高校づくりに関する指針」として策定されることとなっており、平成 33 年度以降の配置計画から適用となり、実施可能な施策は平成 30 年度から実施することとなっております。

現在の主な状況を申し上げますと、下川商業高校は、士別翔雲高校の地域キャンパス校となっておりますが、平成 30 年度からは、地域連携特例校として存続することになります。地域連携特例校では、地域の取組を勘案した特例的取り扱いとして、所在市町村をはじめとした地域における高校の教育機能の維持向上に向けた具体的取組とその効果を勘案し、再編整備が留保されております。

しかしながら、毎年 5 月 1 日現在における第 1 学年の在籍者数が 2 年連続して 10 人未満となった場合には再編整備の対象となります。

また、配置計画適用となる平成 33 年度以降の上川北学区内の中学卒業予定者数は、平成 33 年度に 455 名、平成 34 年度に 466 名、平成 35 年度に 446 名、平成 36 年度に 421 名と推計されております。

中学卒業者が減少していく中、名寄市内の定員調整が検討されると予測されますので、引き続き下川商業高校の存続、維持、及び発展を図るため、各種施策を展開してまいります。

以上申し上げまして、答弁といたしますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） いろんな情報を開示していただきましてありがとうございました。

特に地域連携特例校としてという関係では、私もあまり耳にしたことがなかったものですから、大変参考になりました。

特に 2 年連続して 10 人未満になるという場合ですね、このへんについては…過去は 20 人でしたか…そういった意味では道教委も随分譲歩したのかなという思いがあります。

昨年の下高の倍率と今年については極端に減った原因…一言で結構です…この極端に減った原因はどんなふうに思っているかお願いします。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） この減少につきましては、下川商業高等学校と教育委員会の方で総括をさせていただいております。内容としましては、まず本年度の P R 活動の内容の再確認、それから出願者数減少の原因課題の考察、また改善に向けてということで、それぞれの項目に応じて分析をさせていただいております。

なお、この件につきましては、地域の中において下川商業高校振興協議会の方に多大な御支援をいただいておりますので、内容については報告した上でまた次年度に向けての対応策を練る考えでおりますが、主たる原因のところでございます。

まず、近隣の高校…それぞれが定員を下回っている出願状況であるということから、なかなか他市町村からの入学が見込めなかったというところが一番大きな原因だというふうに感じております。

また、進路指導の中で、進学意向者が多い状況の中で、進学イコール普通科という考え方、こういったものがあると。実際には下川商業高校は進路については進学、就職ともに 10 年間連続で 100%という実績もございますので、そういった情報の提供をいち早く…3 年生だけではなくて、1、2 年生の時からも含めた早い時期からの活動が必要ではないかというようなことで分析しております。

それ以外にも^{るる}縷々ございますけれども、私としては代表的なものとしては、そんな点が

挙げられるのではないかなというふうに感じております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 先ほど、平成 36 年には 421 名というふうに推計されているという数字が答弁の中にありましたけれども、現行ではこの北学区総体の間口は何間口なのか。

そしてこの平成 36 年度の 421 名ということになると…適正とはいいたくないんですけども…必要な間口は何間口あればいいのか。どうでしょうか。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お時間いただきまして恐縮です。上川北学区ですので、土別も含めてという理解で、現状 15 間口ございます。15 間口ありますけれども、欠員が 117 あります。117 あるということは 40 名定員で換算しますと 2 ないし 3 減少してもおかしくないということではないかなというふうに思います。

方向が示されておりますのは、名寄産業高校が 32 年度から募集停止に…1 間口なります。

ただ、学科の再編はまだ明示されておられません。どの学科がどうするとかいうことは示されておられません、名寄産業高校が 32 年度から 1 間口減ということの方向性は示されております。以上でございます。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 分かりました。それではですね、今後の…時間もあまりないのでちょっと端折って言いますけれども、私なりに学校の存続・維持について、三つほど提案したいことがありますので、後ほどその提案に対して感想等があればお聞かせ願いたいと思います。そのほかに 2 点ほど意見がございます。

一つはですね、進学希望者を対象に…町内にですよ…学習塾を公営で開設するということが考えられないかどうか。当然これには…希望者は地元の子供たちであっても、他の高校に通っていても対象にする。これは公平の原則からです。別に下川商業高校の子供たちだけとは限っておりません。

2 点目は、学校訪問をですね、現在は教育長、あるいは地元の高校の校長が中心となって積極的に行っておりまして、大変御苦労されていると思います。

そこでですね、存続維持を下川町の名代としている以上、残る教育委員の方も是非チームをつくって、近隣の中学校訪問等ぐらいはすべきでないかというふうに私は以前から思っておりますが、それらについていかがでしょうか。

最後 3 点目はですね、地元における優秀な人材の確保、あるいは地域の活性化という側面が強いので、私は…これは町長にですが…町長自ら、いつでもかつでもというわけにはいきませんが、集中的な PR 活動を通して、下川町の学校存続維持に関する姿勢をアピールすると、こういったことをしてはどうかなというふうに思いますが、簡単な感想で結構ですので聞かせてください。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 公設の学習塾…高校生を対象としてということで、ちょっと自治体名はつきりしませんが、十勝管内で足寄だったでしょうか…どこか効果を挙げているという情報も私は聞いたことがございます。

かつてウイークエンドスクールの拡大として、高校生も対象にという検討を…ふるさと創生の時だったと思いますけれども…したんですが、すぐにはちょっと難しいだろうということで、計画が頓挫した経過もございます。このへんについては、学習能力の向上のためにですね、大きな効果もあるのではないかなというふうに感じております。

それから、学校訪問の教育委員の参加でございますけれども、学校訪問も今までやっていたとおりにやればよいというものではなくて、今町長の方の集中的なPR活動ですとか…効果のある方向性を探ってまいりたいと。先ほど高校との総括の中でも、今後の方向性の中でも、いろいろ作戦を練っておりますので、その中で総合的に検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。いろいろと御提案ありがとうございます。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 3点目の優秀な人材の確保ということでは、これはいつも機会あるごとに下川の地元の高校をPRしたりですね、あわよくば小学校のときから来ていただいて、そして中学校、高校とそのまま延長していただくという、こういう考え方をいろいろ持っておりますので、これを今少しずつ広げようと考えてます。ただ、道教委の縛りもありまして、なかなかこちらの理想どおりにいかないというのがありますが、いずれにいたしましても、諦めずにそういうところを今後も進めてまいりたいなと思っております。

いずれにしても、道内でも…札幌市においてもですね、もう札幌市以外に人を出すなどという…箝口令を敷いてます。そういう意味では大都市も非常に壁が厚く…高くなっておりますので、こういうところをどういう具合に攻めていけるかというのを、教育委員会といろいろ議論をしながら…協議をしながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 機会あるごとに効果的なPRをしていただきたいと思うんですが、今町長言いましたけども、道教委との関係もあるんでしょうが、大事なことはですね…地元の校長は道教委の校長なんですよ。この方が下川町のために存続・維持に動き回っているんですよ。このことだけは是非評価すると同時に、そこに負けないぐらい地元の首長が積極的に…というのが私の今の意見でございますので、是非気に留めていただいて、お願いしたいと思います。

それで、先ほど言いましたように後2点ほどですね…意見ですので、聞き置きましたで結構です…それで済むのであれば。

出口支援の一例として既に関係者は御承知だと思うんですけども、下川商業高校…ジャンプの指導が大変充実しております。これは単に技術指導だけでなく、生活指導、あるいは進路に関しても最大限配慮した指導を実践しているということが、教職員や保護者、それから子供たちに絶大なる信頼を得て、高い評価を受けているということは、私は関係者はみんな知っていると思うんです。ですから、このところをですね、もっともっとPRすべきでないかなということで、こうして町を挙げて支援している実態や、他の学校に比べて進学等に対して推薦制度もあって、実効性のある推薦もされております。特に通学容易地区の名寄市内の中学校、担当教職員にはこの事実を強くアピールする機会を是非設けられるべきだと思っています。簡単には…進路指導の先生方は市町村教諭のそういった説明会は聞く立場にないはずですから、ここは日頃の教育委員会の連携でお願いしたいと思います。連携しても協力するはずがないと思いますけども、是非町の教育長頑張ってくださいと思っています。

こういった指導もですね、下川町はいち早く専任指導者1名、更にもう1名と町で採用していたことがこういうふうになったと思っていますので、このへんについては私も当時の関係者として非常にうれしく思っているところでございます。

それから2点目の意見としては、下川商業高校は北学区でも数少ない職業高校であるという利点を強調いたしまして、名寄市の教育関係者、教育関係機関に対してもですね、下川商業高校が地元の高校であるということを認識されるよう、機会あるごとに訴えてですね、少なくとも狭義の地元志向を改め、子供の教育の機会と選択肢を広げる理解を深める機会を是非設けていただきたいと、こんなふうに思っています。

そこで、これは意見に続いて1、2点聞きたいんですが、近年の下川商業高校の卒業生で、名寄市内に就職されている生徒の数等が分かる年度があれば、ちょっとお知らせ願って、その後にまた意見を付したいと思います。

○議長（木下一己君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） 今お話頂いた後段の分からお答えさせていただきたいと思います。

下川商業高校の学事報告によりますと、それぞれの年度、就職者数に対して名寄市内に就職をした数が示されておりますので、その数を申し上げます。29年度…本年度ですけども13名中3名、28年度が13名中7名、27年度が21名中4名、26年度が20名中9名、この4年間で23名が名寄市内に就職です。ちなみに下川町内を参考に申し上げますけども6名です。それが今の現状でございます。

○議長（木下一己君） 1番 近藤議員。

○1番（近藤八郎君） 私なぜ今これを聞いたかといいますと、2点目の意見で申し上げましたように、下川商業高校を卒業して名寄市内に就職した方がこの4年間で23名いるわけです。ということは、やっぱり名寄市内に対する経済活動にもこの下川商業高校の生徒は大きく貢献しているという実態がこれで明らかなんですよ。ですから、名寄市の教育

関係機関の方は地元の高校という意識をもっと持つべきだと思うんです。私も学校訪問した時に…いや地元の中学校に…と言うから、下川の商業高校…名寄に商業高校ないんですから…地元じゃないですかと言って初めて…言われればそうですねという話をされておりましたので、是非参考にして、そういった意識改革を持たないとなかなか…なんだかんだいっても名寄市内からどれだけ子供さんが来てくれるかということが大きな鍵ですので、是非そういったことを理論的に話をできるようにやっていただきたいなと思って、私の 2 点目は終わらせていただきます。

3 点目の、冬季間の快適住環境の確保について質問させていただきます。

介護予防サービスとして高齢者や身体障がい者を対象に除雪サービスを実施しておられますが、自力で実施困難な一般の家庭に対して、特に屋根の雪下ろし助成を検討する考えはないか。

併せて、この既存の制度で行っている除雪サービスの需要はどのぐらい…平成 29 年度あるのか。

さらに、屋根の雪下ろし作業の実績は、高齢者事業団を中心にどのぐらいの件数があるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（木下一己君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 実績数はこの後、担当課の方から説明させていただきます。

御質問の「冬季間の快適住環境の確保」について、お答えさせていただきます。

現在、町で進めている介護予防生活支援事業の除雪サービス事業につきましては、65 歳以上の一人暮らしの高齢者等に対する生活道路や軒先の除雪の支援を行っているところでありますが、介護予防の趣旨から、屋根の雪下ろしについては、現在、支援はしておりません。

本町のような積雪寒冷地において、高齢者や障がい者等が自力で屋根の雪下ろしができないことは重要な課題であると認識しておりますが、町内において屋根の雪下ろし作業が可能な事業者数は少数であると認識しており、新たな助成制度の検討と併せて、作業が可能な事業者の育成等が必要であると考えております。

まずは、建設業協会や除排雪対策連絡協議会などの関係団体等と情報交換や協議を進めるとともに、関係各課と連携を図り検討を進めてまいりたいと思います。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（木下一己君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（栗原一清君） 下川町介護予防生活支援事業の除雪サービスの実績でございますけども、28 年度においては、9 事業者で 180 件ほどの件数がございます。29 年度…今現在なんですけど 10 事業者でございます。185 件の申し込み…御利用をいただいているということでございます。

屋根の雪下ろしの調査をした結果、高齢者事業団では平屋のみをしていると聞いており

ます。今聞いたところ 20 件ほどということでございます。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） ありがとうございます。それで何点かお話したいんですけども、屋根の雪下ろし作業というのは、介護予防事業サービスの一環ではなくて一般家庭ということで、下川で現在建設課が対応しております自主排雪の助成事業…これと同じように考えていただきたいんです。

これらについて、日頃から安全安心とか、快適な住環境ですとか、そういうことを言っておりますので、かいつまんで申し上げますと、新たに自主排雪事業と同じような制度設計ができないのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（木下一己君） 建設水道課長。

○建設水道課長（桜木 誠君） ただ今の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

同等制度の制度創設について、今後考えられないかということでございますが、答弁にもございましたとおり、実際に町内で屋根の雪下ろしができる事業者につきましては、先ほど話がありましたとおり、高齢者事業団…これは平屋のみ、そのほかに伊藤板金さん…実績を聞きますと直近では 40 件程度ということでございます。ほかの建設会社等に確認したところ、やっぱり高所作業はかなり危険だということで、断られる場合が多くございます。そういうことから、新たな組織を立ち上げるだとか、そういう方策が今後必要になるかなというふうに考えられます。現段階ではなかなか容易にそういうものを立ち上げるというところは考えにくいかなというふうには考えてございますが、十分検討していく余地はあるかなというふうには考えております。

○議長（木下一己君） 1 番 近藤議員。

○1 番（近藤八郎君） 確かに高所で、高齢者事業団といえども平屋しかやらないというのは理解できます。

私が言いたかったのは、検討するとか…町長の答弁の中にも業界とか関係機関と連携をしながら協議をしていきたいと言っていますが、具体的にはいつ頃その協議が整って、どんなふうに話がまとまるのか分かりませんが、私が言いたかったのは、自主排雪もそうなんですが、除雪サービスのように、最初は冬季間の雇用の場…業者さんが冬季間通年雇用しなければならないという制度の中では、冬季間の雇用の場として発想した事業の始まりでもあるわけなんです。ですが、最近はそれが民間、個人でショベルを購入して、どんどんどんどん広がっていているという実態があります。

介護サービスですから、本来であれば窓のところですか、玄関口から道路までの…この部分なんです。ところがやっぱり車庫もあり、間口も広ければですね、手ではできないということで高齢者事業団からだんだんだんだんショベル…機械の方になっていったんです。ですから、そこからいくともう介護予防サービスから逸脱しちゃっているんですよ。

そこで自主排雪事業も…過去には無制限でしたけども、かなり制限をしてやりました。

今回も例えば回数券を発行するとかね、そういうやり方があると思うんですが、それだけでなく同じように新しい仕事として、業者さんがやってみたいと思うように誘引することが必要でないかと思うんですよ。やっぱり今…確かに民間では事業団のほかには伊藤板金さんですか、町外からも結構チラシが入っています。本当に今年のように風が強くて雪底があって、一度に雪が降ったときは本当に雪はねはどんな健常者でも大変なんです。ですから、業界とかいろいろなところで協議して整ったらやりますよじゃもう遅いんですよ。

ですから、早くそういった機会を…もしやるとしたら…どうぞやっていただだけませんかというふうに行政が主導するのも私は育成なり養成だと思っていますので、是非そういったことを念頭において、できるだけ早く対応していただければと思います。

それから、時間がないので端折って言いますが、現在、除排雪…昨年からですね、全面民間委託になりましたよね。この内容について十分検証しているかどうかまだ分かりませんが、いろいろ町民の方から意見を聞きますと、今までクレームは役場に入ればよかったと、あるいはお願いすることも役場にやればよかったのが、全面委託されたということがPRされて、最初のうちはどこに言ってもいいか分からなかったのが、事務局に言っていけるようになった。そうすると、予算がないからもう排雪しません、除雪しませんという返事が簡単に返ってきて、どうなっているんだというクレームが随分続いたようです。ですからこのへんについては、住民の方は役場にも言う、業界の方にも言うという二度手間がかかるということで、決して従来より便利がよくなったという印象は持っていないそうですので、そのことも含めて是非建設課の方では指導していただきたいのと、やっぱり全面委託が果たして正解だったのかどうか。今回のように多雪の場合ですね、この時期に…補正予算でもありましたけども、全面的に委託しているということで、元々直営でやっている市街路線の場合は、そういうことで弾力的に機械の運用も時期もできたんですよ。ところが全面委託で業者と契約を結ぶと、契約関係ですから余分なお金は使わないし、善意で…金もなくてどんどんやるはずがないんですよ。そのへんも含めると、是非今一度検証していただきたいなというふうに思って、改めて言います。

最後、町長にですね、本当に町民って小さな事でも…些細な事でも、いろんなことをやってほしいという要望が出てきています。

町長は普段から…執行方針も日本一幸せなまちづくりというものを標榜しております。

この地方の宿命であります雪対策というのは、本当に大事なことだと思っていますので、取り分け不安とか不満とか不平、不便といった…いわゆる不を解消するというのが高齢者をはじめとした方々が町外に出て行かないことができるんじゃないかと…転出の抑制につながるんじゃないかということも思います。それがひいては人口減少対策にもつながるんじゃないかというふうに思っておりますので、こういった意味で町民生活と密接した些細な施策をですね、目に見えるかたちで制度化されるように是非要望したいと思います。

そこにはSDGsの精神が役場のどの仕事にも通じているはずなんです。しかし、私から見ますと、全職場、全職員にこのSDGsの開発目標等が十分に理解されて…周知されているのかなというふうなことが思われます。そういう意味では、今正に計画を挙げて申請しようとする段階であれば、是非職員の方が町民に聞かれても胸を張ってSDGsとはこういうものですよということが説明できる程度の理解は深めるようお願いをいたしま

して、私の質問は終わりたいと思います。

これについては、町長に締めのお答えをいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（木下一己君） 町長。

○町長（谷 一之君） 積雪寒冷地の調査をしますと、道民調査も我が下川町民のアンケートもそうですが、やはり除排雪問題というのがトップにきます。冬…長いシーズンの中で、それぞれ暮らしや生業に大変苦勞されながら住民生活を送られていることと思います。

町としましては、できる限りの支援を住民の方にしていきたいと思いますが、それとともに、これは防災・減災とも同じでありますけれども、住民の協力も必要であります。

あるいはまたボランティアなど、そして企業の地域貢献、社会貢献、こういうところも非常に不可欠でございます。

さらに、今回…大西議員が会長を務めていただいております協力事業者の皆さんが連携された会もですね…非常に町としては有り難い組織でございます。いろいろと相談をさせていただきながら、どういうことが考えられるのかというのをしっかりこれからも取り組んでまいりたいと思っている次第でございます。

いずれにいたしましても、下川町が求めています安全安心な暮らし、幸せ日本一を少しでも実現できるように汗をかいてまいりたいと思いますので、御理解をいただければ幸いです。以上です。

○議長（木下一己君） これで近藤議員の質問を閉じます。

以上で一般質問を終わります。

○議長（木下一己君） これをもちまして、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

委員会における議案審査のため、3月16日、午後4時まで休会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下一己君） 異議なしと認め、3月16日、午後4時まで休会することに決定いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。お疲れさまでした。

午後4時6分 散会